

# GUIDE BOOK 2024

信用保証ガイド

## ◆「信用保証ガイド（2024年度版）発行にあたって◆

この「信用保証ガイド」は、当協会でご信用保証をご利用される際に選択いただく各種保証制度、自治体融資制度について簡潔にご紹介しているガイドブックです。

また、中小企業者の皆さまや金融機関のご担当者からのお問い合わせが多い信用保証料や納税証明書等に関する取扱いについても併せて掲載しております。

本書が各種保証制度のご理解の一助となり、中小企業者の皆さまのご支援となれば幸いです。

2024年4月

## ▶ 2024年度版の主な改正点について（概要）

※改正内容は2024年度の改正に加え、2023年度途中の改正も含まれます

### 【協会制度】（詳細は15ページ～28ページ参照）

#### 1. 伴走支援型特別保証制度の取扱期間延長

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者の借換えや新たな資金需要に応えると共に、金融機関が中小企業者等に対して継続的な伴走型での支援を行うことで、中小企業者等の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする全国統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」について、その取扱期間を令和6年6月30日保証協会申込受付分まで延長しています。

#### 2. 事業者選択型経営者保証非提供制度（詳細は3ページ～4ページ参照）

法人である中小企業者のうち経営者保証ガイドラインの3要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）の一部を充足していない場合であっても保証料の上乗せをすることで経営者保証を不要とすることを選択できる全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」を創設しました。

### 【福岡県融資制度】（詳細は29ページ～34ページ参照）

#### 1. 経営改善借換資金の継続

全国統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間が令和6年6月30日保証協会申込受付分まで延長されたことに伴い、「経営改善借換資金」の取扱期間についても同様に延長されました。

#### 2. 長期経営安定資金「経営者保証非提供型」の創設

全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」の資格要件を満たし、保証料を0.10%（国の保証料補助後）もしくは0.30%（国の保証料補助後）を上乗せすることで経営者保証免除を選択することが可能となりました。

#### 3. 新規創業資金の一部改正（女性創業型、若年者創業型の創設）

新規創業資金に係る0.10%の金利優遇の対象者について、従前のシニア創業者（55歳以上）に加えて、女性、若年者（18歳から35歳未満）の創業者が追加されました。

#### 4. 緊急経済対策資金「経営改善支援型」の一部改正

全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」に準拠した「緊急経済対策資金（経営改善支援型）」に係る融資限度額について5,000万円から1億円へ引き上げられると共に、要件上の対象とする計画について拡充、取扱期間の延長が行われました。

### 【福岡市融資制度】（詳細は35ページ～40ページ参照）

#### 1. 経営安定化特別資金「経営改善借換資金」の継続

全国統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間が令和6年6月30日保証協会申込受付分まで延長されたことに伴い、経営安定化特別資金「経営改善借換資金」についても同様の取扱いが行われます。

#### 2. 商工業振興資金「経営者保証非提供枠」の創設

全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」の資格要件を満たし、保証料を0.10%（国の保証料補助後）もしくは0.30%（国の保証料補助後）を上乗せすることで経営者保証免除を選択することが可能となりました。

#### 3. 経営改善サポート資金の継続

全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」に準拠した経営改善サポート資金の取扱期間の延長が行われました。

### 【北九州市融資制度】（詳細は41ページ～46ページ参照）

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット4号枠における保証料ゼロを継続

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット4号認定取得者を対象とした信用保証料負担をゼロとする取組みが継続されました。  
（一般枠及びセーフティネット5号の認定取得者向けの信用保証料負担をゼロとする取組みは終了しました。）

#### 2. 「経営力強化サポート資金」の継続

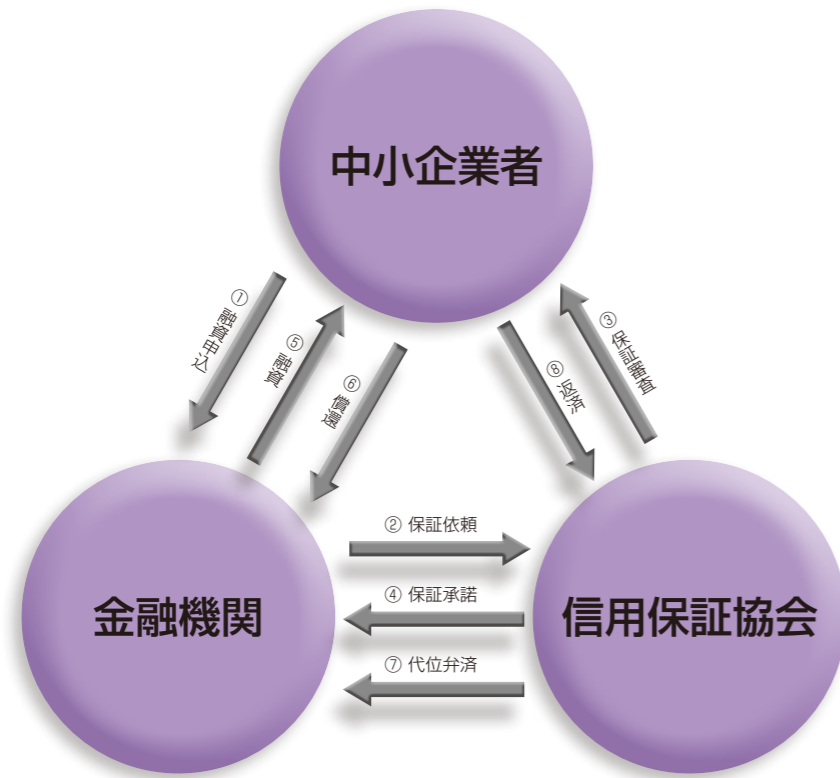
全国統一保証制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」に準拠した経営力強化サポート資金の取扱期間の延長が行われました。

## 【信用保証ガイド】

## CONTENTS

■ 信用保証制度のしくみ	1
■ ご利用いただける中小企業	2
■ 経営者保証の取扱いについて	3
■ 信用保証料について	5
■ 主な制度・保険における信用保証料率一覧	7
■ 責任共有制度とは（概要）	9
■ もう一度チェック!!	10
■ お申込の前に	10
■ 納税証明書について	11
■ ご融資実行の前に	13
■ 「信用保証」のご紹介	15
■ 協会制度	15
■ 福岡県融資制度	29
■ 福岡地区融資制度	
福岡市	35
■ 北九州地区融資制度	
北九州市	41
北九州市／中間市／豊前市	45
■ 久留米地区融資制度	
久留米市／大川市	47
■ 筑豊地区融資制度	
飯塚市／田川市	49
■ 大牟田地区融資制度	
大牟田市／柳川市	51
■ 国の施策による特別保証	53

# 信用保証制度のしくみ



## ◆福岡県信用保証協会は…◆

◆「信用保証協会法」によって設立された、中小企業の皆さまのための機関です。

中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金を借入する際に「公的な保証人」となってその資金調達をサポートし、中小企業の発展を応援します。

◆70年以上にわたる中小企業金融の実績があります。

昭和24年の設立以来、中小企業金融に関する知識と経験を蓄積してきました。

◆県内中小企業者の5割以上にご利用いただいています。

福岡県内の中小企業約13万1千企業<sup>(注)</sup>のうち、信用保証協会のご利用企業数は約7万2千企業で、約55%の中小企業の方々にご利用いただいています。

(注) 2023年12月13日中小企業庁公表資料より

◆2023年度保証承諾実績

(単位：百万円、%)				(単位：百万円、%)			
区分	件数	金額	構成比	区分	件数	金額	構成比
都市銀行	32	976	0.3	製造業	2,234	36,810	12.0
地方銀行	13,873	216,055	70.4	建設業	5,925	81,027	26.4
第二地銀	2,066	31,478	10.2	卸売業	2,310	45,643	14.9
信用金庫	5,065	53,948	17.6	小売・サービス業	4,287	50,711	16.5
その他	640	4,651	1.5	その他	6,654	92,916	30.2
合計	21,676	307,107	100.0	合計	21,676	307,107	100.0

※四捨五入の関係から個々の金額の合計が合計値と一致しない事があります。

# ▶ご利用いただける中小企業

## 1. 所在地 業歴

福岡県内に事業所を有し、原則として事業を行う中小企業者

- 法人の場合、本店または事業所のいずれかが福岡県内にあればご利用いただけます。
  - 個人事業主の場合は、住居または事業所のいずれかが県内にあればご利用いただけます。
- ※ただし、制度要綱で業歴等の定めがある場合は、その定めによります。

## 2. 企業規模

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

- 企業規模は、資本金が従業員のうち、いずれか一方を満たしていればご利用いただけます。
  - 事業協同組合等の組合もご利用いただけます。特定非営利活動法人（NPO法人）は、従業員要件を満たせば対象となります。
- ※ただし、自治体制度の中には協同組合やNPO法人等を対象としていない制度や、一部を対象から除外している制度があります。また、一部の政令特例業種については規模要件が異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

## 3. 保証対象業種

- (1) ほとんどの方がご利用いただけます。（中小企業信用保険法施行令で定められている業種）
- (2) 許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。
- (3) ご利用になれない業種は、次のとおりです。

- 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業等を除く）、その他のサービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等）

風俗営業の取り扱いについて

2020年5月15日から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号に規定する風俗営業が信用保証の対象になりました。（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）ただし、性風俗関連特殊営業については引き続き保証対象外となります。

## 4. 資金使途

事業の発展・継続に必要な資金

- 生活資金、住宅資金、投機資金等事業に直接使用されない資金はご利用になれません。

## 5. ご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、原則としてご利用いただけません。

- (1) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受け2ヶ年を経過していない方
- (2) 手形・小切手について、第1回目の不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6ヶ月を経過していない方（6ヶ月経過しても不渡手形又は支払不能となった電子記録債権の買戻しをしていない場合を含みます）
- (3) 信用保証協会（他の信用保証協会を含む）の代位弁済先で、信用保証協会に求償債務が残っている方（当該保証人が代表者である法人を含みます）
- (4) 信用保証協会（他の信用保証協会を含む）の代位弁済先で、信用保証協会に求償債務が残っている方の関係者（注）
- (5) 信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方及びその保証人（当該保証人が代表者である法人を含みます）
- (6) 休眠会社および休眠組合
- (7) 会社更生等法的整理申立中の方、又は再生手続中（申立中の場合を含む）、もしくは内整理等私的整理手続中の方
- (8) 金融斡旋屋等の第三者又は暴力団関係者が介在する場合
- (9) 前回保証資金が合理的理由なく使途目的に反して流用されていた場合
- (10) 法人の商号、本社、業種、代表者が頻繁に変更している等、事業実態の把握が困難な場合
- (11) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (12) 許認可等を必要とする事業で、許認可等未取得していない場合
- (13) 保証（融資）制度要綱上の要件を満たさない場合
- (14) 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性、投機性の高いもの、反社会的な場合
- (15) 反社会的勢力と当協会が判断した場合
- (16) その他公序良俗に反する等の場合

(注) 関係者とは、原則として、保証人、当該保証人が代表者である法人、事業承継者、相続人、債務引受人、割引手形の振出人及び割引電子記録債権の債務者等をいいます。

詳細につきましては、最寄りの信用保証協会窓口へご照会ください。（巻末に記載）

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関及び当協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。  
 ※信用保証のご利用にあたっては、信用保証料以外の手数料、用紙料等は一切必要ありません。金融斡旋業者等の第三者が保証申込にあたって不正に手数料、賛助金、入会金等を要求する事例が発生しておりますので、ご注意ください。また第三者の介在・介入が発見された場合は、保証申込をお断りいたします。

# ▶ 経営者保証の取扱いについて

当協会では、以下のとおり経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

## 1. 保証時の取扱い

### ①金融機関連携型

申込金融機関にて、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資（保証協会の保証がつかない融資）の残高があり、財務要件（「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を充足している場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書の提出が必要となります。  
※経営者保証ガイドラインにおける「法人と経営者の一体性解消等に努めている」等の要件を満たす必要があります。

### ②財務要件型無保証人保証制度

特定社債保証と同様の財務要件を設けた無保証人の保証制度を取扱っています。

制度名	財務要件型無保証人保証
保証対象者	次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者(会社) (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が20%以上または純資産倍率が2.0倍以上 ②使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が20%以上または純資産倍率が1.5倍以上 ②使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上 (3) 純資産額が5億円以上であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が15%以上または純資産倍率が1.5倍以上 ②使用総資本事業利益率が5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	(1) 一括返済の場合 2年以内 (2) 分割返済の場合 運転資金 7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 10年以内( // )
担保	必要に応じて徴求
保証人	不要
信用保証料率	借入金額に対して0.45%から1.90%
融資利率	金融機関所定利率
添付資料	信用保証協会所定の申込資料の他、資格要件確認書を添付するものとする。

### ③担保充足型

申込人または代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

※担保提供者が申込人以外の場合は物上保証人になっていただく必要があります。

※原則として全ての制度において①金融機関連携型または③担保充足型による経営者保証を不要とする取扱いができます。

### ④事業者選択型経営者保証非提供制度

経営者保証ガイドラインの3要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保)の一部を満たしていない場合であっても、本制度の要件を満たしたうえで、信用保証料の上乗せという代替手法により経営者保証を不要とすることができます。

無担保保険等を使用する保証については、一部を除き協会制度・自治体制度を問わず横断的に適用されます。

制度名	事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)
対象となる保証	無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険に係る保証

保証対象者	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。
保証限度額	
返済方法	各制度要綱等の定めによる
保証期間	
担保	必要に応じて徴求する。ただし、無担保保険に係る保証については徴求しない。
保証人	不要
信用保証料率	申込人資格要件(3)①及び②に該当する場合:所定の保証料率+0.25% 申込人資格要件(3)①又は②、法人設立後2事業年度未満に該当する場合:所定の保証料率+0.45%
融資利率	各制度要綱等の定めによる
添付資料	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

また、国が保証料の上乗せ分の一部を補助する<sup>(※)</sup>下記の制度の取扱いも行っています。

制度名	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)
対象となる保証	無担保保険(一般保証及び経営安定関連特例(SN4号、SN5号))
保証対象者	「事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)」の保証対象者
保証限度額	8,000万円(経営安定関連特例の場合は別に8,000万円)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	10年(据置1年以内)(一括返済の場合は1年以内)
担保	不要
保証人	不要
信用保証料率	保証料率0.25%上乗せの場合 0.55%から2.00% 保証料率0.45%上乗せの場合 0.75%から2.20%
融資利率	金融機関所定利率
添付資料	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

(※)上乗せとなる保証料に対して保証協会保証申込受付日に応じて以下のとおり補助があります。(表中は国の補助後の保証料率)  
令和6年3月15日から令和7年3月31日まで0.15%  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで0.10%  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで0.05%

## 2. 期中時の取扱い

経営者保証が付された既存分の保証付き融資について、保証時の取扱い①～④のいずれかに該当する場合、新規の経営者保証を不要とする保証付き融資で借り換えることができます。

なお、保証時の取扱い①に該当する場合については、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

## 3. 事業承継時の取扱い

代表者の交代において旧代表者が引き続き保証参加する場合、原則として新代表者(後継者)の保証追加は行いません。

ただし、旧代表者について保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は、基本的に旧代表者の保証を解除します。

また、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を利用する場合、経営者保証を不要とします。

# 信用保証料について

## ○信用保証料率体系

信用保証協会では、中小企業者の皆さまの経営状況に応じた9段階の保証料率体系としています。

なお、責任共有制度の対象となる保証については、借入額（根保証の場合は借入極度額）に対する率で表示される「責任共有保証料率」（下表上段）が適用され、部分保証または負担金のどちらの方式であっても保証料率は同じです。また、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有外保証料率」（下表下段）が適用されます。

この9段階の保証料率が適用される保証は、無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）、特定社債保険、特定信用状関連特例、経営承継関連特例、特定経営承継関連特例、経営承継準備関連特例、特定経営承継準備関連特例及び経営承継借換関連保証を利用した保証です。これら以外の保険（保険特例）を利用した保証（例えば、特別小口保険、流動資産担保保険、経営安定関連特例〈セーフティネット保証〉、創業関連特例、危機関連特例等）は、固定料率となります。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) 「責任共有保証料率」は、保証金額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。

(注2) 「責任共有外保証料率」は、保証金額に対する率で表示したものです。

(注3) 「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「電子記録債権割引根保証」「当座貸越根保証（カードローンを含む）」をさします。

## ○信用保証料の計算方法（分割返済の場合）

$$\text{借入額（根保証の場合は借入極度額）} \times \text{信用保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} \times \text{保証期間（月数）} \div 12 \quad (\text{円未満切捨})$$

★計算例／借入金額 1,000 万円、保証期間 5 年、元金均等返済、信用保証料率 1.15%  
 $1,000 \text{ 万円} \times 1.15\% \times 0.55 \times 5 \text{ 年} (60 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}) = 316,250 \text{ 円}$

### ●分割返済回数別係数

	2 回以上 6 回以下	7 回以上 12 回以下	13 回以上 24 回以下	25 回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

## ○信用保証料早見表（借入額 100 万円、毎月元金均等分割返済の場合の保証料早見表）

保証料率	期 間						
	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	10 年	
2.20%	14,300 円	26,400 円	36,300 円	60,500 円	84,700 円	121,000 円	
2.00%	13,000 円	24,000 円	33,000 円	55,000 円	77,000 円	110,000 円	
1.90%	12,350 円	22,800 円	31,350 円	52,250 円	73,150 円	104,500 円	
1.80%	11,700 円	21,600 円	29,700 円	49,500 円	69,300 円	99,000 円	
1.75%	11,375 円	21,000 円	28,875 円	48,125 円	67,375 円	96,250 円	
1.60%	10,400 円	19,200 円	26,400 円	44,000 円	61,600 円	88,000 円	
1.55%	10,075 円	18,600 円	25,575 円	42,625 円	59,675 円	85,250 円	
1.35%	8,775 円	16,200 円	22,275 円	37,125 円	51,975 円	74,250 円	
1.15%	7,475 円	13,800 円	18,975 円	31,625 円	44,275 円	63,250 円	
1.10%	7,150 円	13,200 円	18,150 円	30,250 円	42,350 円	60,500 円	
1.00%	6,500 円	12,000 円	16,500 円	27,500 円	38,500 円	55,000 円	
0.90%	5,850 円	10,800 円	14,850 円	24,750 円	34,650 円	49,500 円	
0.80%	5,200 円	9,600 円	13,200 円	22,000 円	30,800 円	44,000 円	
0.70%	4,550 円	8,400 円	11,550 円	19,250 円	26,950 円	38,500 円	
0.60%	3,900 円	7,200 円	9,900 円	16,500 円	23,100 円	33,000 円	
0.50%	3,250 円	6,000 円	8,250 円	13,750 円	19,250 円	27,500 円	
0.45%	2,925 円	5,400 円	7,425 円	12,375 円	17,325 円	24,750 円	

## ○信用保証料の徴収方法

信用保証料は原則一括払いとなりますが、保証期間が2年を超えるものについては「信用保証料分割支払承認依頼書」の提出により次のように分割払いにすることもできます。（保証取扱商品によっては、分割できないものもあります。）

### (1) 分割徴収割合

(単位：%)

保証期間	分割回数	徴収年度									
		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保 証 期 間	2 年超 4 年まで	75	25								
	4 年超 6 年まで	60	30	10							
	6 年超 8 年まで	45	35	15	5						
	8 年超 10 年まで	35	30	20	10	5					
	10 年超 12 年まで	30	20	20	15	10	5				
	12 年超 14 年まで	25	20	20	15	10	5	5			
	14 年超 16 年まで	20	20	15	15	10	10	5	5		
16 年超 18 年まで	20	20	15	15	10	5	5	5	5		
	18 年超	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

### (2) 徴収期間

貸付時を初回として以降 1 年毎に保証日の応当日以内に徴収します。

## ○信用保証料の割引制度について

### (1) 会計参与設置会社に対する割引

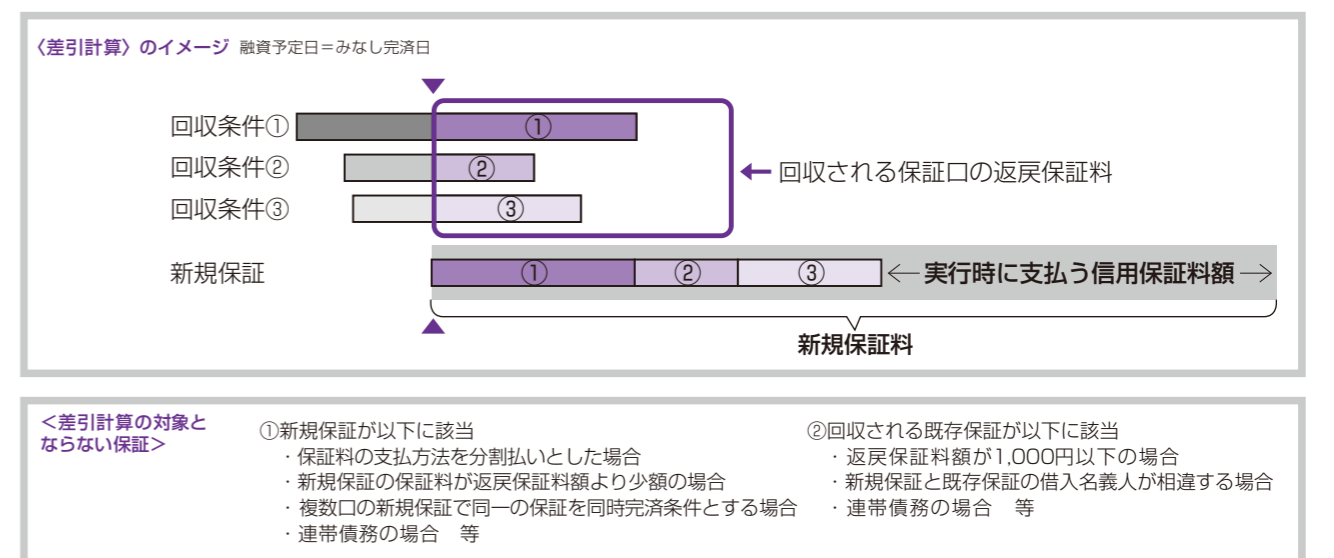
会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。なお、対象は「会社」に限り、「個人」「医療法人」等は対象外となります。

### (2) 有担保保証に対する割引

普通保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険、特定支払契約保険および一部の保険特例に係る保証について、不動産等の担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。  
**なお、経営安定関連特例保険に係る保証（セーフティネット保証）は有担保の割引はありません。**

## ○回収条件付保証に係る信用保証料の差し引き計算について

通常は期日未到来の保証口を回収条件とする保証において、融資実行時に新規保証の信用保証料をお支払いいただき、回収される保証口の完済確認後、返済対象の信用保証料があれば、約 1 ヶ月後から 2 ヶ月後に中小企業者に対して返戻していますが、中小企業者の申出があり、一定の条件に該当するもの（※対象とならないものは、以下を参照）については、新規保証の信用保証料で回収される既存保証の返戻保証料を差し引くことができます。





## ▶ 責任共有制度とは（概要）

### ○責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。いずれの方式となるかは、金融機関の選択によりますので、「負担金方式」を選択した金融機関においては、原則として全ての責任共有制度に係る保証は「負担金方式」となります。

ただし、流動資産担保融資保証、特定社債保証など一部の保証については、金融機関の選択した方式にかかわらず、「部分保証方式（保証割合 80%）」となります。

#### (1) 部分保証方式

保証金額＝融資金額×80%（※融資金額の20%部分は非保証部分となります）

#### (2) 負担金方式

保証金額＝融資金額×100%（※別途、金融機関の負担金（20%相当分）が発生します）

### ○責任共有制度の対象外となる主な保証

政策的配慮から次の保証については当面の間、責任共有制度の対象外として100%保証（金融機関の負担割合なし）が継続されています。

- (1) 小口零細企業保証制度に係る保証
- (2) 特別小口保険に係る保証（ただし、特定非営利活動法人に対する特別小口保険に係る保証を除く）
- (3) 経営安定関連（セーフティネット）保証（1号～4号又は6号）
- (4) 災害関係保険に係る保証
- (5) 創業関連保険に係る保証
- (6) 事業再生保険に係る保証
- (7) 求償権消滅保証
- (8) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- (9) 東日本大震災復興緊急保証
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度に係る保証
- (11) 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度に係る保証
- (12) 危機関連保証
- (13) 伴走支援型特別保証制度に係る保証

※(10)(11)(13)は、一部責任共有制度の対象となるものもあります。

### ○小口零細企業保証制度

金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者は、資金調達が厳しくなる懸念があるため、責任共有制度の対象外制度として創設されたもので、次のとおり協会制度、各地方自治体制度（一部自治体を除く）として設けられています。

なお、次の対象制度（資金）以外においては、資格要件に合致していたとしても、小口零細企業保証制度の対象となりませんのでご注意ください。

※特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人を除く）は、小口零細企業保証制度の対象となりませんので次の対象制度（資金）はすべてご利用できません。

**【対象制度（資金）の概要】** ※詳しくは該当の資金のご紹介ページ（P15～P52）をご参照ください。

1. 対象制度（資金）	小口零細企業保証（協会制度）、福岡県小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型）、福岡市小口事業資金、北九州市小規模企業者支援資金、中間市中小企業融資資金、久留米市経営安定資金（小規模企業者振興資金）、大川市小口零細企業資金、田川市小口零細企業資金、大牟田市小規模企業者融資資金、柳川市小口零細企業資金 (2024年4月1日現在)
2. 申込人資格要件	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行うもの（②に掲げるものを除く） ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの ③事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①から⑤に掲げるものを除く）
3. 借入限度額	2,000万円（自治体制度については、各自治体で定める金額） ただし、既存の保証協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。 ※既存の保証協会の保証付借入残高には、責任共有制度の対象・対象外や制度融資等に関わらず、全ての保証協会の保証付借入残高が含まれます。
4. 保証割合	100%

## ▶ もう一度チェック!!（お申込の前に）

**【保証申込時の必要書類チェック表】** ～スムーズな保証審査のために、まずは必要書類の完備を～

※貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となりますので、ご注意ください。

	書類名	備考
基本書類	①信用保証依頼書	
	②信用保証委託申込書	裏面の保証人等明細は、全ての連帯保証人・物上保証人についてご記入ください
	③個人情報の取扱いに関する同意書	物上保証人を含め、お申込の関係人（個人）全員の同意書が必要です ※包括同意書を提出いただいた場合、次回以降は提出不要です。
	④決算書（2期分） 個人事業主の場合は確定申告書	勘定科目明細、税務申告別表も必要です NPO法人は事業報告書・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録・年間役員名簿・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面
	⑤残高試算表	決算期から6か月以上経過している場合等に必要となることがあります
その他の必要書類	①印鑑証明書（写）	新規お申込の場合、または届出事項に変更があった場合は必要です（最近3か月以内のもの）
	②納税証明書	各自自治体制度融資をご利用の場合は必要です
	③履歴事項全部証明書（写）	新規のお申込の場合、登記事項に変更があった場合は必要です
	④許可・認可・登録・届出等（写）	許認可を要する事業を営んでいる場合は必要です
	⑤セーフティネット認定書等（写）	
	⑥「保証協会団信」加入関係書類	「保証協会団信」に加入される場合は必要です
	⑦「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	法人で経営者保証を徴求する場合は必要です
	⑧保証意思説明公正証書	保証人が取締役・株主・共同事業者以外の個人の場合等に必要となることがあります
設備関係	①見積書・契約書・建築確認済証	見積書の宛名は「法人＝法人名」「個人＝フルネーム」
	②設備計画書（書式は任意）	設備内容・設備効果・資金調達・返済計画等をご記入ください
	③店舗・事務所賃貸借契約書	賃借店舗・事務所に対する設備資金の場合は必要です
	④改装承諾書	賃借物件の改装を行う場合は必要です
担保関係	①金融機関不動産担保調査書	最新のものが必要です
	②不動産登記簿謄本	新規担保提供時は必要です
	③地図・公図・地積測量図 接道状況確認資料	
	④建物図面・各階平面図	
	⑤納税証明書（所得税・消費税・地方税等）	新規設定の場合、先行する租税債権がないことの確認のため必要です
	⑥求償特約の念書	担保物件所有者が物上保証人の場合は必要です

※基本書類については、原則としてお申し込みの都度必要となります。※上記書類の他、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。

## 申込書類の記入事項に記入漏れがないようにご注意ください!!

### 信用保証依頼書

○責任共有対象欄は、「1 無」「2 有（①部分保証②負担金）」のいずれかを必ず選択してください。責任共有制度の対象外となる保証については、9ページをご参照ください。

○本件で完済する保証がある場合は、完済する保証番号等を必ずご記入ください。

○担保有無欄は、「1 無」「2 有」のいずれかを必ず選択のうえ、「2 有」の場合は、担保種類、流用区分についても必ずご記入ください。

### 信用保証委託契約書・個人情報の取扱いに関する同意書・申込人（企業）概要

○信用保証委託契約書・個人情報の取扱いに関する同意書は、必ず**申込のご本人**が**自署・捺印**してください（印鑑登録されている**実印**を鮮明に押印してください。）。

○新規のお申込及び内容に変更がある場合は「申込人（企業）概要」も添付してください。

### ○納税証明書について

本ガイドにご紹介しています各自自治体の融資制度をご利用される場合、所定の納税証明書が必要となります。必要となる証明書の種類及び納期限をご確認の上、お申込ください。詳細はP11～12をご参照ください。

# ▶ もう一度チェック!! (納税証明書について)

ここでは、納税証明書のお取扱いに関し、ご照会が多い事項を福岡県・福岡市及び北九州市の事例を元に「Q&A」形式によりご紹介していますので、お申込手續の際の参考としてください。

なお、ここではご紹介できなかった事例やその他の市融資制度の納税証明書の取扱い等については、各自治体または保証協会窓口にお問い合わせください。

## Q1 福岡県や福岡市、北九州市等の融資制度を利用する場合、必要となる納税証明書とは？

**A1** 各自治体が要綱等で定める証明書を保証申込時に添付していただく必要があります。原則として必要となる証明書は次のとおりです。なお、非課税の場合や決算期が未到来、転入者等の場合、他の証明書を提出いただく場合があります。(主な事例は後記「Q&A」参照)

制度主体	納税証明書	
	法人	個人事業者
福岡県	法人事業税の納税証明書	個人事業税の納税証明書
福岡市	①法人市民税の納税証明書 ②市税に滞納がないことの証明書	①市県民税の納税証明書 ②市税に滞納がないことの証明書
北九州市	中小企業融資用納税証明書 (法人市民税の納税証明及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)	中小企業融資用納税証明書 (市県民税の納税証明及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)

## Q2 納税証明書等に有効期限はありますか。また、市(町村)県民税等には納期限がありますが、申込前に納期限を過ぎた場合は再度証明書の交付を受ける必要がありますか？

**A2** 納税証明書には有効期限がありますので有効期限内に保証申込を行っていただく必要があります。なお、有効期限は次のとおり自治体により異なりますのでご注意ください。

制度主体	有効期限
福岡県	発行日から概ね3か月以内
福岡市	発行日から概ね1か月以内
北九州市	発行日から概ね1か月以内

また、税には納期限がありますので、納税証明書の有効期限内であっても、保証申込前に納期限が到来した場合、納期限が到来した税額を完納した後の納税証明書が必要となります。例えば、9月1日以降、福岡県融資制度の保証申込を行う場合、個人事業税の第1期納期限が8月31日であるため、9月1日以降に発行された個人事業税の納税証明書が必要となります。また、市(町村)県民税の場合も、第2期の納期限が8月31日であるため、原則として9月1日以降に発行された市(町村)県民税の納税証明書が必要となります。

### 【主な税の納期限】

納期限	納期限(当該月の月末)						
	6	7	8	9	10	11	12
個人事業税			○			○	
市(町村)県民税	○		○		○		○
法人事業税 法人県民税	事業年度終了後2か月以内						

「○」印の月の月末(休日の場合は翌月最初の平日)が納期限となります。

なお、責任共有制度の対象外となる特別小口保険を利用する場合、最後の納期(個人事業税は11月末、市(町村)県民税は1月末)以前の保証申込の際には、原則として前年度の納税証明書が併せて必要となります。  
※特別小口保険の利用にあたっては、所定の要件があります。詳細は、保証協会窓口にお問い合わせください。

## Q3 申込に必要な税が非課税であり、納税証明書の交付が受けられない場合、融資の対象とならないのでしょうか？

**A3** 所定の税目が非課税であっても、他の申込要件を満たされている場合は、お申しいただくことができます。なお、非課税の場合は、所定の納税証明書に代えて、次の証明書の交付を受ける必要があります。

制度主体	所定の税目が非課税の場合、必要となる証明書等	
	法人	個人事業者
福岡県	法人県民税の納税証明書	市(町村)県民税の納税証明書 市(町村)県民税が非課税の場合は市(町村)県民税の非課税証明書
福岡市		①市県民税の非課税証明書 ②市税に滞納がないことの証明書 なお、地方税法第295条第1項第1号の規定により非課税の場合は、ご利用いただけません。
北九州市		①市県民税の非課税証明書 ②中小企業融資用納税証明書(市県民税の納税証明 <sup>○</sup> なお、この場合、課税額等がアスタリスク(*)で表示されています)及び市税に滞納がないことの証明が記載されています。

※原則として、法人市民税は非課税とはなりませんので、法人市民税の納税証明書が必要となります。

## Q4 会社を新しく設立し開業しましたが、開業後間がなく納期限が到来していません。納期限未到来の場合、融資の対象とならないのでしょうか？

**A4** 納期限が未到来の場合であっても、他の申込要件を満たされている場合は、お申しいただくことができます。なお、納期限未到来の場合は、所定の納税証明書に代えて、次の証明書の交付を受ける必要があります。また、開業後間がない個人事業者の場合は、事業者・非事業者にかかわらず市(町村)県民税は課税されますので、基本的には通常の申込(Q1)と同様です。

制度主体	納期限未到来の場合、必要となる証明書等	
	法人	個人事業者
福岡県	県税に未納がないことの証明書(または、税務署への開業届(受付印があるもの))	
福岡市	①法人市民税の「納期限未到来の証明書」 ②市税に滞納がないことの証明書	
北九州市	中小企業融資用納税証明書(法人市民税の納税証明 <sup>○</sup> なお、この場合、課税額等がアスタリスク(*)で表示されています)及び市税に滞納がないことの証明が記載されています	

## Q5 県外(市外)から転入して間がなく、県内(市内)において納税を行っておらず、所定の納税証明書または非課税証明書の発行を受けることができません。このような場合、融資の対象とならないのでしょうか？

**A5** 転入のため県内(市内)において、納税の実績がない場合であっても、他の申込要件を満たされている場合は、お申しいただくことができます。なお、個人事業者で1月2日以降に転入された場合、1月1日現在の住所地での各種証明書が併せて必要となる場合があります。

制度主体	転入者の場合、必要となる証明書等	
	法人	個人事業者
福岡県	①福岡県税に未納がないことの証明書(又は、福岡県内税務署への開業届(受付印があるもの)) ②前住所地における法人事業税(非課税の場合は法人県民税)の納税証明書	①福岡県税に未納がないことの証明書(又は、福岡県内税務署への開業届(受付印があるもの)) ②前住所地における個人事業税(非課税の場合は、市(町村)県民税)の納税証明書
福岡市	①福岡市法人市民税の「納期限未到来の証明書」 ②福岡市税に滞納がないことの証明書	①福岡市税に滞納がないことの証明書 ②福岡市に課税権がないことの証明書
北九州市	中小企業融資用納税証明書(法人市民税の納税証明 <sup>○</sup> なお、この場合、課税額等がアスタリスク(*)で表示されています)及び市税に滞納がないことの証明が記載されています	①指名登録用納税証明書(市税に滞納がないことの証明が記載されています。) ②現住所の住民票 ③前住所地における市(町村)県民税の納税証明書

## Q6 県外(市外)に本店(又は住所)がある場合、どのような納税証明書が必要ですか？

**A6** 法人については、所定の納税証明書が必要となります(Q1のとおり)。なお、個人事業者の場合は住所地における各種証明書が必要となる場合があります。

制度主体	県外(市外)に住所がある場合、必要となる証明書等	
	法人	個人事業者
福岡県	福岡県における個人事業税の納税証明書 (事業税が非課税の場合は、福岡県内における市(町村)県民税の納税証明書)	
福岡市	①福岡市における市民税の納税証明書 ②福岡市税に滞納がないことの証明書	
北九州市	北九州市における中小企業融資用納税証明書(市民税の納税証明及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)なお、北九州市の市税均等割額が課税されておらず、中小企業融資用納税証明書が発行できない場合は、ご利用いただけません。	

なお、保証協会が審査を行う際に必要と判断した場合は、別途その他の証明書等のご提出をお願いする場合があります。



## ▶ もう一度チェック!! (ご融資実行の前に)

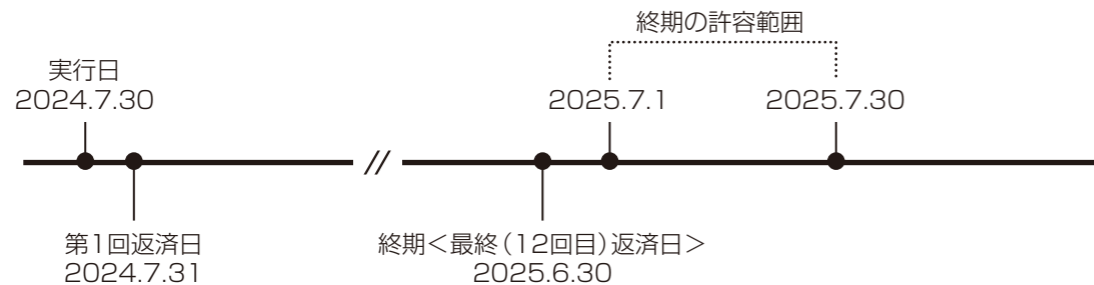
保証付き融資の貸付の際には、信用保証書に定める保証条件と相違することがないように必ず貸付内容をご確認ください。特に、貸付期間、返済条件については、始期と終期および第1回返済日がそれぞれ保証条件を満たしているか、再度ご確認ください。

ここでは、間違えやすい保証期間の取り方についてご紹介しています。詳細は「信用保証の手引き(保証編)金融機関用」をご参照ください。

### ご注意! 例①

大の月の30日に貸付実行。第1回返済日をその月の月末(31日)に設定すると、返済回数は保証条件を満たしますが、保証期間が1か月短くなり、保証条件と合致しなくなることがありますので注意してください。

例① 7月(大の月)30日に貸付実行(保証期間12か月、1か月目から1か月毎元金均等返済)



図のように、第1回返済日を実行日の翌日である2024.7.31、終期を2025.6.30に設定した場合、返済回数は12回となりますが、**貸付期間は11か月となり保証条件と合致しなくなりますので、ご注意ください。**

3月28~30日に貸付実行、保証期間が12(の倍数)か月で、終期を2月とすると、同様に保証条件と合致しなくなることがありますので、**3月の貸付実行については特にご注意ください。**

### 【ご説明の中で使用する用語について】

月数保証	保証期間を月数で定めたもの(例:保証期間 実行の日から60か月) なお、根保証を除き原則として全て月数保証となります。
確定日保証	保証の最終期限(終期)を定めたもの(例:保証期間 実行の日から2024年8月29日まで) なお、根保証については全て確定日保証となります。

### ○月数保証における終期の取り方

例② 月末貸付実行以外の場合(保証期間12か月、貸付実行日2024.12.30)



<ポイント>終期は原則として貸付実行日の応当日です。ただし、お客様が希望する場合は応当日から遡りして1ヶ月未満の範囲内で設定できます。

<ポイント>月末に貸付実行を予定していたが、月末日が金融機関の休日にあたるため、その前日に貸付実行した場合も、終期を設定できるのは貸付実行日の応当日までとなりますのでご注意ください。

例③ 月末貸付実行の場合(保証期間6か月、貸付実行日2024.9.30)



<ポイント>終期は、始期<9/30>の翌日<10/1>の6か月後の応当日<4/1>の前日<3/31>までとなるように、貸付実行日が月末の場合は、月の大小にかかわらず、終期を月末日に設定できます。

### ○確定日保証における始期の取り方

確定日保証の場合は、貸付実行を行うことができる日(期間)を保証条件(「保証条件文例1」を参照)として信用保証書に定めていますので、当該定められた期間の日を始期としてください。また、根保証の場合は、併せて保証期間を月数で定めています(「保証条件文例2」を参照)ので、信用保証書に定める貸付実行を行うことができる期間の日で、かつ、保証期間を満たす日を始期とする必要があります。具体的には、ア、イのとおりとなります。

保証条件文例1 「〇年〇月〇日以降、△年△月△日までに実行のこと」  
保証条件文例2 「保証期間は〇か月とする」

#### ア. 個別保証の場合

信用保証書に定めた「〇年〇月〇日以降、△年△月△日までに実行のこと」の条件を満たす日(以下、「貸付可能日」といいます)を始期としてください。

貸付可能日は、原則として保証決定前にご提出いただく「融資予定日及び終期確認書」に記載された「融資予定日から7営業日以内」としています。

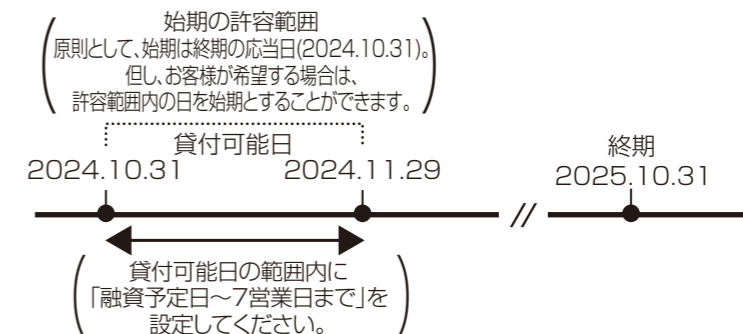
#### イ. 根保証の場合

貸付可能日に加え、保証条件文例2をもって保証期間を信用保証書に定めています。**貸付可能日で、かつ、定めた保証期間(月数)を満たす日**を始期としてください。(例④参照)

※保証期間(月数)の考え方は、「月数保証」の場合と同様ですが、確定日保証については終期が定められていることから、終期から逆算し始期を設定してください。なお、原則として終期の応当日を始期としてください。

※「当座貸越(貸付専用型)根保証」、「事業者カードローン当座貸越根保証」および「流動資産担保融資保証」等については、要綱等において保証期間が12か月(または24か月)と定められており、11か月(または23か月)となる取扱いはできませんのでご注意ください。なお、これらの保証に係る信用保証書の有効期限は、保証期間を満たす始期の許容範囲内となりますので、その範囲内で貸付可能日を定める必要があります。(例④の場合、信用保証書の有効期限は2024年11月29日まで)

例④ 事業者カードローン当座貸越根保証(終期2025.10.31 融資予定日2024.10.31 保証期間12か月)



例④において2024.11.30を始期(当座貸越契約の締結日)とした場合、始期から終期までの期間が11か月となり、保証条件を満たしません。

(始期を2024.11.30とした場合、終期2025.10.31が、始期の翌日(2024.12.1)の11か月後の応当日(2025.11.1)の前日となり、保証期間が11か月となります)

### ○返済日の取り方 分割返済条件の〇か月目からの第1回目の返済日について

「〇か月目から」の第1回目の返済日は、原則として貸出日の翌日の応当日の前日(貸出日の応当日)までとします。例えば、「4か月目から」の場合は、貸出日の3か月目の応当日の翌日から4か月目の応当日までです。

例⑤ 返済日の原則(保証期間12か月、貸付実行日2024.8.8、返済方法4か月目から割賦)



※第1回返済日は貸付実行日の応当日が原則です。

※貸付実行日が月末の時は応当日を月末と読み替えます。また期中の返済日と最終返済日は一致しなくても構いません。

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No. 1

保証の種類 [略称、協会制度コード] (※3)	保証金額 [ ] 内は組合 (※2)	保証期間	融資利率	信用保証料率(※1)	担保	連帯保証人	保証対象	取扱金融機関
<b>一般保証</b> <small>通 ① [一般 900001]</small> <small>通 ② [手形割引個別 900003]</small> <small>通 ③ [電債割引個別 900013]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	20年以内	金融機関 所定の利率	年0.45% ~ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	※保証対象要件を満たす中小企業者等	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>小口零細企業保証</b>  <small>通 ④ [全国小口 398101]</small>	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の 保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) との合計で 2,000万円の範囲となる 新規の保証に限る	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.50% ~ 2.20% (割引制度あり)	原則として 不要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める 小規模企業者 (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とす る事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保 険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」と いう)を行うもの (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び 個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2 以上が特定事業を行うもの (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20 人以下のもの (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下 のもの (6) 医療を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人 以下のもの(上記(1)から(5)に掲げるものを除く)	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>根保証(手形割引・手形貸付・電子記録債権割引)</b> <small>通 ⑤ [手形割引根保証 590101]</small> <small>通 ⑥ [単名根保証 590102]</small> <small>通 ⑦ [電債割引根保証 590103]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	2年以内	金融機関 所定の利率	年0.39% ~ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	※保証対象要件を満たす中小企業者等	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>当座貸越(貸付専用型)根保証</b>  <small>通 ⑧ [当貸1年 490323]</small> <small>通 ⑨ [当貸2年 490324]</small>	100万円以上 2億8,000万円以内	1年または2年 (更新できます)	金融機関 所定の利率	年0.39% ~ 1.62% (割引制度あり)	原則として、 保証金額 5,000万円以内は 無担保、 5,000万円を超える 場合は有担保	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込 金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの (個人事業者の場合) (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある (3) 下記①~③のいずれかに該当する (法人の場合) (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある (3) 下記①に該当する  <small>①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD) を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める 基準以上である</small> <small>②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万 円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する</small> <small>③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万 円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある</small>	この保証の取扱いについて 契約した金融機関
<b>事業者カードローン当座貸越根保証</b>  <small>通 ⑩ [カード1年 490423]</small> <small>通 ⑪ [カード2年 490424]</small>	100万円以上 2,000万円以内	1年または2年 (更新できます)	金融機関 所定の利率	年0.39% ~ 1.62% (割引制度あり)	原則として 不要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込 金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの (個人事業者の場合) (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある (3) 下記①または②に該当する (法人の場合) (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある (3) 下記①に該当する  <small>①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD) を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める 基準以上である</small> <small>②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、 かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する</small>	この保証の取扱いについて 契約した金融機関

※1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

※2. 一企業当たりの保証限度額は、各制度(協会制度、県・市融資制度)を合算して2億8,000万円(組合は4億8,000万円)です。ただし、特定社債保証、流動資産担保融資保証及び国の施策による特別保証等は別枠となります。  
※3. ⑩⑪は取扱可能な資金使途(⑩は運転資金、⑪は設備資金)を表示しています。なお、取扱可能であっても対象となる資金使途の範囲に制限がある場合があります。

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No. 2

保証の種類 [略称、協会制度コード]	保証金額 [ ] 内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
<b>経営安定関連保証</b> <small>連 設 [経営安定関連 591601]</small>	<b>2億8,000万円以内</b> <b>[4億8,000万円以内]</b> (ただし、全ての経営安定関連保証 (セーフティネット保証)、 金融安定化特別保証を含む)	<b>10年以内</b> (据置2年以内)	金融機関 所定の利率	<b>年0.80%以内</b> (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受け、経営の安定に資金を要する中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合)	県内に本支店があるほとんどの金融機関
<b>危機関連保証</b> <small>連 設 [危機関連 398901]</small>	<b>2億8,000万円以内</b> <b>[4億8,000万円以内]</b> ただし、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証、経営安定関連保証との合計で5億6,000万円を限度とする	<b>10年以内</b> (据置2年以内)	金融機関 所定の利率	<b>年0.80%以内</b> (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者	県内に本支店があるほとんどの金融機関
<b>創業関連保証</b> <small>連 設 [創業関連一般 591301]</small>	<b>3,500万円以内</b> (全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険8,000万円以内)	<b>10年以内</b> (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	<b>年0.95%</b> (割引制度あり)	不 要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の(1)から(7)のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6か月以内)に新たに個人で創業しようとする具体的計画を有するもの(個人創業) (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6か月以内)に新たに会社を設立して創業しようとする具体的計画を有するもの(会社創業) (3) 中小企業者である会社が、新たに会社を設立して創業しようとする具体的計画を有するもの (4) 事業を営んでいない個人が創業して5年未満のもの (5) 事業を営んでいない個人が会社で創業して5年未満のもの (6) 分社化した会社で、設立して5年未満のもの (7) 法人成り企業で個人創業時から5年未満のもの	県内に本支店があるほとんどの金融機関
<b>特定社債保証</b> <small>連 設 [要件(1):特定社債2 393131]                      連 設 [要件(2):特定社債1 393121]                      連 設 [要件(3):特定社債 393111]</small>	<b>4億5,000万円以内</b> (発行額5億6,000万円以内) (保証割合80%の割合保証) ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除き他保証と合計で5億円を限度とする	<b>2年以上7年以内</b>	発行企業 所定の利率	<b>年0.45% ~ 1.90%</b> (割引制度あり)	保証金額2億円以内は原則無担保	不 要	次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者(会社) (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が20%以上または純資産倍率が2.0倍以上 ②使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が20%以上または純資産倍率が1.5倍以上 ②使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上 (3) 純資産額が5億円以上であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が15%以上または純資産倍率が1.5倍以上 ②使用総資本事業利益率が5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上	この保証の取扱いについて契約を締結した金融機関
<b>財務要件型無保証人保証</b> <small>連 設 [財務型無保証人 597501]</small>	<b>2億8,000万円以内</b> <b>[4億8,000万円以内]</b>	一括返済 <b>2年以内</b> 分割返済 運転 <b>7年以内</b> (据置1年以内) 設備 <b>10年以内</b> (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	<b>年0.45% ~ 1.90%</b> (割引制度あり)	必要に応じ	不 要	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者(会社) (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が20%以上または純資産倍率が2.0倍以上 ②使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が20%以上または純資産倍率が1.5倍以上 ②使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上 (3) 純資産額が5億円以上であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が15%以上または純資産倍率が1.5倍以上 ②使用総資本事業利益率が5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上	県内に本支店があるほとんどの金融機関
<b>流動資産担保融資保証</b> <small>連 設 [ABL当貸 393221]                      連 設 [ABL個別 393222]</small>	<b>2億円以内</b> (保証割合80%の割合保証)	(1) 根保証…1年 (2) 個別保証…1年以内	金融機関 所定の利率	<b>年0.68%</b> (割引制度あり)	申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する(金融機関と協会の準共有)	不 要	流動資産(事業者に対する売掛債権または棚卸資産)を保有する中小企業者 ※ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人のみ	県内に本支店があるほとんどの金融機関

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No.3

保証の種類 [略称、協会制度コード]	保証金額 [ ] 内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
<b>事業再生計画実施関連保証</b> <b>(経営改善サポート保証)</b> <small>連 設 [改善サポート1 398601]</small> <small>連 設 [改善サポート2 398602]</small> <small>連 設 [改善サポート3 398603]</small> <small>連 設 [改善サポート4 398604]</small> <small>連 設 [改善サポート感染1 398611]</small> <small>連 設 [改善サポート感染2 398612]</small> <small>連 設 [改善サポート感染3 398613]</small> <small>連 設 [改善S感染1免 398621]</small> <small>連 設 [改善S感染2免 398622]</small> <small>連 設 [改善S感染3免 398623]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	15年以内 一括返済の場合は 1年以内 据置1年以内、感染症 対応型の場合は据置 5年以内	金融機関 所定の利率	年0.80% ~1.00% (割引制度あり)  感染症対応型 の場合は 0.20% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代表 者以外の連帯保証人 は原則徴求しない)	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関等の指導又は助言を受け て作成した事業再生計画等に従い、事業再生を行う中小企業者	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>経営革新関連保証</b>  <small>連 設 [経営革新一般 591501]</small>	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 海外投資関係保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] [海外投資関係保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証、 海外投資関係保証については、 一般分、他の特例分含む)	運転5年以内 (据置1年以内)  設備7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.85% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年0.95% 新事業開拓保証 海外投資関係保証 については 年1.15%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項に規定する 経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた特定事業者であって、承認経営 革新計画に従って経営革新のための事業を実施するもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>経営力向上関連保証</b>  <small>連 設 [経営力向上関連 597401]</small>	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 海外投資関係保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] [海外投資関係保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証、 海外投資関係保証については、 一般分、他の特例分含む)	運転5年以内 (据置1年以内)  設備7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.85% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年0.95% 新事業開拓保証 海外投資関係保証 については 年1.15%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則徴求しない)	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第17条第1項に規定する 経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた特定事業者であって、認定 経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業、又は事業承継等を実施するも の	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>事業再生保証</b>  <small>連 設 [DIP 396201]</small>	2億円以内	10年以内	金融機関 所定の利率	年2.20% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のすべてに該当する中小企業者 (1) 次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件に係属しているもの ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づ き再生手続終了の決定を受けたもの(再生計画が遂行された場合その他の 経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過して いないもの (3) 次の①及び②に該当するもの ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的 な見通しが認められる ②償還が見込まれる	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>事業再生円滑化関連保証</b>  <small>連 設 [ブレDIP 396301]</small> <small>連 設 [ブレDIP 特小 396302]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内] (保証割合80%の割合保証、 ただし、特別小口保険の対象 となる場合は100%保証)	3年以内	金融機関 所定の利率	年1.76% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年1.00%	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次 の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとするもの (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け、事業再生を図 ろうとするもの (3) 認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ※上記(1)(3)において事業再生計画を策定した事業者であって特定債務等 の調整に係る調停の申立をした中小企業者を含む	県内に本支店がある ほとんどの金融機関

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることによ  
 り、経営者保証の提供を不要とすることができます。

2024年4月1日現在

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No. 4

保証の種類 [略称、協会制度コード]	保証金額 [ ] 内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	保証対象	取扱金融機関
再挑戦支援保証  <small>☎ ☎ [再チャレ 396401]</small>	3,500万円以内 (全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険 8,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.95%	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の(1)から(5)のいずれかを満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日または解散の日から5年を経過する日に行ったもの (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するものうち、[対象要件]①、②のいずれかに該当するもの (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するものうち、[対象要件]①、②のいずれかに該当するもの (3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないものうち、[対象要件]①、②のいずれかに該当するもの (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないものうち、[対象要件]③、④のいずれかに該当するもの (5) 法人成り企業で個人創業時から5年未満のものうち [対象要件]③、④のいずれかに該当するもの [対象要件] ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの ③当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの ④当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの	県内に本支店があるほとんどの金融機関
農工商等連携事業関連保証  <small>☎ ☎ [農工商等連携 397401]</small>	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は4億円以内 海外投資関係保証は4億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] [海外投資関係保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証、海外投資関係保証については、一般分、他の特例分含む)	運転5年以内 (据置1年以内)  設備7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.85% ~1.15% (割引制度あり)	8,000万円超は 原則有担保	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない ※なお、流動資産担保保証を利用する場合は、保証人を徴求しない	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「法」という)第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、認定農工商等連携事業計画に従つて農工商等連携事業を実施するもの	県内に本支店があるほとんどの金融機関
経営承継関連保証  <small>☎ ☎ [経営承継関連 397501]</small>	2億8,000万円以内	運転10年以内 設備15年以内	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり) 特別小口保険の対象の場合は 年1.00%	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けたもの	県内に本支店があるほとんどの金融機関
特定経営承継関連保証  <small>☎ ☎ [特定経営承継 397511]</small>	2億8,000万円以内	運転10年以内 (据置1年以内) 設備15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり) 特別小口保険の対象の場合は 年1.00%	必要に応じ	原則として 認定 中小企業者 以外不要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者	申込人と主たる取引関係を有する県内に本支店があるほとんどの金融機関
経営承継準備関連保証  <small>☎ ☎ [経営承継準備 397521]</small>	2億8,000万円以内	運転10年以内 (据置1年以内) 設備15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり) 特別小口保険の対象の場合は 年1.00%	必要に応じ	原則として 法人代表者 又は 被承継会社 以外不要 ※一定の財務要件等を満たす場合は不要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けた中小企業者	県内に本支店があるほとんどの金融機関
特定経営承継準備関連保証  <small>☎ ☎ [特定承継準備 397531]</small>	2億8,000万円以内	運転10年以内 (据置1年以内) 設備15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年1.15% (割引制度あり)	必要に応じ	原則として 被承継会社 以外不要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人	県内に本支店があるほとんどの金融機関
経営承継借換関連保証  <small>☎ [要件(1) 経営承継借換 1 397541] ☎ [要件(2) 経営承継借換 2 397542]</small>	2億8,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり) 特別小口保険の対象の場合は 年1.00% 要件(2)については 年0.20% ~1.15%	必要に応じ	不要	(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けている中小企業者であつて次の要件をすべて満たすもの ①代表者が金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ②資産超過であること ③ EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること ④認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること ⑤法人・個人の分離がなされていること ⑥返済緩和している借入金がないこと (2) (1)に該当し、専門家による確認を受けたもの	申込人と与信取引がある県内に本支店があるほとんどの金融機関

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No. 5

保証の種類 [略称、協会制度コード]	保証金額 [ ] 内は組合(※2)	保証期間	融資利率	信用保証料率(※1)	担保	連帯保証人	保証対象	取扱金融機関
<b>事業承継特別保証</b> <small>通 設 [要件(2)①:承継特別 1 397701] 通 設 [要件(2)②:承継特別 2 397711] 通 設 [要件(2)③:承継特別 3 397721] 通 設 [要件(2)④:承継特別 4 397731]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	要件(2)①③ については 年0.45% ~1.90% (割引制度あり) 要件(2)②④ については 年0.20% ~1.15%	必要に応じ	不 要	次の(1)及び(2)に該当する中小企業者 (1) 次の要件をすべて満たすもの ①資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと (2) 次のいずれかに該当するもの ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人 ②①に該当し、専門家による確認を受けたもの ③一定期間内に事業承継を実施した法人 ④③に該当し、専門家による確認を受けたもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>自主廃業支援保証</b> <small>通 設 [自主廃業支援 399001]</small>	3,000万円	1年以内 (終期は解散予定日 より前)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のすべてに該当する中小企業者 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業 清算により完済が見込めること (3) バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への 支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従っ て計画の実行及び進捗の報告を行うもの	申込人と主たる取引関係を 有する県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>特定信用状関連保証</b> <small>通 設 [特定信用状 397301]</small>	2億円以内 (保証割合80%の割合保証)	1年以内 (更新できます)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	外国法人(新たに設立されるものを含む)の経営を実質的に支配していると認 められる主務省令要件を満たす関係にある中小企業者	この保証の取扱いについて 契約した金融機関
<b>下請振興関連保証</b> <small>通 設 [下請振興当貸 393213] 通 設 [下請振興個別 393214]</small>	4億8,000万円以内 [6億8,000万円以内]	運転5年以内 (据置1年以内) 設備7年以内 (据置1年以内) ※流動資産担保保証を 利用する場合は、1 年以内	金融機関 所定の利率	年0.85% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年0.95% 流動資産担保 保証について 年0.56%	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない ※なお、流動資産担 保保証を利用する 場合は、保証人を 徴求しない	下請中小企業振興法の規定により主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従っ て、振興事業を実施するもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関 ※流動資産担保保証(根保証) を利用する場合は、同保証の 取扱いについて契約を締結し た金融機関
<b>中堅企業(破綻金融機関等関連) 特別保証</b> <small>通 設 [中堅特別 392110]</small>	普通保証 5億円以内 (ただし、現在保証付借入残を含む) 無担保保証 1億円以内 (ただし、現在保証付借入残を含む)	運転5年以内 (据置1年以内) 設備7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	普通保証 年0.73% (割引制度あり) 無担保保証 年0.63% (割引制度あり)	1億円超は、 原則有担保とする	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	資本金5億円未満で、中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者に該当 しないもので、次の全てに該当するもの (1) 申込時点において、破綻金融機関等から借入金の返済を含めた事業資金の 調達が必要となっている (2) 申込時点において、「破綻金融機関等の融資先である中堅企業者に係る信用 保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事 の認定を受けている	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>借換保証</b> <small>通 設 [安定化借換一般 395510] 通 設 [安定化借換環境 395520] 通 設 [安定化借換混合 395530] 通 設 [安定化借換増額 591701]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	原則として 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり) セーフティネット 保証については 年0.80%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)の要件を満たす中小企業者(個人、会社、医療法人、特定 非営利活動法人、組合) (1) 保証申込時点において、金融安定化特別保証または一般保証、経営安定関 連保証(セーフティネット保証)に係る既往借入金の残高があること (2) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)を利用する場合は、適切な事 業計画を有していること (3) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)を利用する場合は、中小企業 信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の認 定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有すること	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>条件変更改善型借換保証</b> <small>通 設 [リスケ改善借換 398801]</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	15年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のすべての要件を満たす中小企業者(個人、会社、医療法人、 特定非営利活動法人、組合) (1) 保証申込時点において、既往保証付融資の残高があること (2) 上記(1)の既往保証付融資の全部又は一部について返済条件の緩和を行っ ていること (3) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の 策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>予約保証</b> <small>通 設 [予約・一般 399101] 通 設 [予約・小口 398102]</small>	2,000万円以内 ただし、小口零細企業保証制度を利用 する場合は500万円以内	5年以内 小口零細企業保証 制度を利用する場合は 10年以内	金融機関 所定の利率	年0.60% ~1.90% (割引制度あり) 小口零細企業 保証制度を 利用する場合は、 年0.70% ~2.20% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のすべての要件を満たす中小企業者(個人、会社、医療法人、 特定非営利活動法人、組合) (1) 同一事業の業歴が3年以上であること (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上あること (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書)があり、信用保証料率区分が第2区分 から第9区分であること なお、小口零細企業保証制度を利用する場合は、上記(1)~(3)に加えて、 P9の小口零細企業保証制度の要件を満たす必要があります。	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
<b>特定新技術事業活動関連保証</b> <small>通 設 [特定新技術 597301]</small>	3億円以内 [6億円以内] ただし、新事業開拓保証と 他特例分を含む	運転5年以内 (据置1年以内) 設備7年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定の利率	年1.15%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号) 第2条第16項に規定する特定補助金等の交付を受け、当該特定補助金等に係 る成果を利用した事業活動を行う中小企業者(個人、会社、組合)	県内に本支店がある ほとんどの金融機関

※1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となる場合があります。  
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすること  
により、経営者保証の提供を不要とすることができます。

※2. 予約保証については融資金額となります。

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No.6

保証の種類 [略称、協会制度コード]	保証金額 [ ] 内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	保証対象	取扱金融機関
一括支払契約保証	10億円以内 (保証割合70%以下の割合保証) ただし、特定社債保証、 経営安定関連保証を除く 他保証との合計で10億円以内	1年以内 (更新できます)	金融機関 所定の利率	年0.50% ~2.20% (割引金額に保証 割合を乗じた額に 対する保証料率を 表示しています)	必要に応じ	原則不要	買掛債務を金融機関等に負担する中小企業者(支払企業者)	この保証の取扱いについて 契約した金融機関
東日本大震災復興緊急保証  ④(設は(1)のみ) [震災緊急 398401]	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	10年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定の利率	年0.80% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 東日本大震災の影響により直接被害を受けたもの、または原発事故に係る 警戒区域内に事業所を有するもの (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平 成23年法律第40号)第128条第1項第1号に規定するものであって 市町村長の認定を受けたもの (3) 上記に掲げる中小企業者を構成員とする組合	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
伴走支援型特別保証制度 (取扱期間:令和6年6月30日保証協会申込受付分 まで)  ④ [要件①②: 伴走特別 1 397901] ④ [要件①②: 伴走特別 1 免 397902] ④ [要件③: 伴走特別 2 397903] ④ [要件③: 伴走特別 2 免 397904] ④ [要件①: 伴走特別 3 397905] ④ [要件①: 伴走特別 3 免 397906] ④ [要件②: 伴走特別 4 397907] ④ [要件②: 伴走特別 4 免 397908] ④ [要件③: 伴走特別 5 397909] ④ [要件③: 伴走特別 5 免 397910]	1億円以内 ※福岡県緊急経済対策資金 「伴走支援型」、福岡県経営 改善借換資金及び福岡市経 営安定化特別資金「経営改 善借換資金」との合算で1 億円以内	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置5年以内)	金融機関 所定の利率	年0.20% ~1.15% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則徴求しない)	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 ①セーフティネット4号の認定を受けていること ②セーフティネット5号の認定を受けていること ③次の(ア)又は(イ) i~viのいずれかに該当すること (ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少して いること (イ) i. 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較し て5%以上減少していること ii. 直近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較し て5%以上減少していること iii. 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較し て5%以上減少していること iv. 直近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較 して5%以上減少していること v. 直近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較 して5%以上減少していること vi. 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比 較して5%以上減少していること ④激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づ いて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救 助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
地域経済牽引事業関連保証  ④ [地域経済牽引 397801]	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	10年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定の利率	年0.95%以下 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則徴求しない) ※なお、流動資産担 保保証を利用する 場合は、保証人を 徴求しない	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19年法律第40号)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道 府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた特定事業者であって、承認地域 経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業、又は事業承継等を実施するもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
新継続型短期保証  ④ [新継続 691030]	100万円以上 8,000万円以下 ※但し、直近決算における 平均月商2倍の範囲内	1年 ※但し、終期は決算 申告期限から概ね 2か月以内	金融機関 所定利率	年0.45% ~1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①1期以上の決算(確定申告)を行っているもの ②申込時点において申込金融機関のプロパー融資残高があるもの(本保証と同 時に実行するプロパー融資を含む) ③《法人》直近決算において経常利益を計上しているもの、または債務超過で ないもの 《個人事業者》直近の確定申告において申告所得を計上しているもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
補助金活用支援保証  ④ [補助活支援 691020]	2億8,000万円以内	短期 2年以内 長期 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定利率	年0.35% ~1.80% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	国、地方公共団体、公的機関からの補助金(経済産業省による補助金を対象とし、 対象事業や交付金額が確認できるものに限る)の交付決定を受けた事業を行う 保証対象中小企業者	県内に本支店がある ほとんどの金融機関

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

# 「信用保証」のご紹介 協会制度 No. 7

保証の種類 [略称、協会制度コード]	保証金額 [ ] 内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	保証対象	取扱金融機関
<b>税理士連携保証「TAG」</b>  <small>                     ① 税理士連携 690970                      ② 税理士認定 690971                      ③ 税理士連携・会 690972                      ④ 税理士認定・会 690973                 </small>	5,000万円以内 (但し、直近決算における平均月商2倍の範囲内)	1年 ※但し、終期は決算申告期限から概ね2か月以内	金融機関所定利率	年0.45% ～1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること (2) 九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人(以下、税理士等)が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること (3) 次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上 ※ただし、直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書(様式保申第153号)において、業績の改善が見込まれること (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと	
<b>創業サポート保証</b>  <small>                     ① 創業サポート1 690811                      ② 創業サポート2 690812                      ③ 創業サポート3 690813                 </small>	3,500万円以内 (全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険8,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定利率 (上限年1.50%)	年0.65% ～0.75% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	事業を営んでいない個人が県内で新たに開業するもので、次のいずれかの要件に該当する会社又は個人 (1) 県内において1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うおととする者にとっては6か月以内)に新たに個人で事業を開始するもの (2) 県内において2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うおととする者にとっては6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始するもの (3) 個人開業後5年未満のもの (4) 会社設立後5年未満のもの (5) 法人成り企業で個人創業時から5年未満のもの	
<b>スタートアップ創出促進保証</b>  <small>④ SSS保証 591303</small>	3,500万円以内 (全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険8,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内) ※一定の要件を満たす場合のみ据置3年以内	金融機関所定利率	年1.15% (割引制度あり)	不要	不要	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うおととする者にとっては6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (5) 創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの	県内に本支店があるほとんどの金融機関
<b>事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度)</b>  <small>④ 国補助選択型 397931</small>	8,000万円以内 (経営安定関連保証4号、5号の場合は別に8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定利率	年0.55% ～2.20% (国の補助後) (割引制度あり)	不要	不要	次の全ての要件を満たす法人である保証対象中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。	
<b>プロパー融資借換特別保証</b>  <small>④ プロパー借換 399201</small>	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置1年以内)	金融機関所定利率	年0.45% ～1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	不要	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。 ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。



# 福岡県融資制度 No. 1

福岡県中小企業融資制度 No. 1

●お問い合わせ先 商工部中小企業振興課 Tel.092-643-3424

保証の種類 [略称、協会制度コード]	融資金額 [ ] 内は組合	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関	
<b>小規模事業者振興資金</b> <small>                     ① [県小規模運転 170112]                      ② [県小規模設備 170113]                 </small>	運転 5,000 万円以内 設備 8,000 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%	年 0.45% ~ 1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行	商工会議所 商工会 取扱信用金庫 取扱信用組合	
	<b>小口零細企業保証型</b> <small>③ [県小口 170111]</small>	2,000 万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲となる新規の保証に限る	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%	年 0.50% ~ 1.75% (割引制度あり)	原則として不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者	福岡中央銀行 北九州銀行 十八親和銀行 指定信用金庫 指定信用組合	
<b>長期経営安定資金</b> <small>                     ④ [県長期運転 170304]                      ⑤ [県長期設備 170305]                 </small>	1 億円以内 (組合転貸の場合は、1 組合員 1 億円以内)	5 年以内 (据置 2 年以内) 5 年超 10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.50% 運転年 1.80% 設備年 1.60%	年 0.45% ~ 1.77% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	共通要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、共同事業を行う組合）	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行	商工会議所 商工会 取扱信用金庫 取扱信用組合	
<b>長期経営安定資金 (経営者保証非提供型)</b> <small>                     ⑥ [県長運転経保無 172231]                      ⑦ [県長設備経保無 172232]                 </small>	8,000 万円以内 (経営安定関連保証 4 号、5 号の場合は別に 8,000 万円)	5 年以内 (据置 1 年以内) 5 年超 10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.50% 運転年 1.80% 設備年 1.60%	年 0.55% ~ 2.20% (割引制度あり)	不要	不要	全国統一の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象となる法人	福岡中央銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関 中小企業団体中央会 (組合関係)	
<b>短期運転資金</b> <small>⑧ [県短期(運転) 170203]</small>	3,000 万円以内	1 年以内	年 1.40%	年 0.45% ~ 1.67% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	共通要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、共同事業を行う組合）	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合		
<b>緊急経済対策資金</b> <small>                     ⑨ [要件①~③: 県緊急経済対策 170528]                      ⑩ [要件④: 県緊急高騰対策 170553]                      ⑪ [要件⑤: 県緊急危機関連 170564]                      (⑫ は ①の災害関係及び②⑤のみ)                 </small>	1 億円以内 ⑬は①~④とは別枠	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%	年 0.45% ~ 1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合） ①中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号に規定する事業者であって、同法第 2 条第 5 項の規定による市町村長の認定を受けたもの ②知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの ③大型倒産等において知事が指定する県指定事業者に対して、50 万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は 50 万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の 20%以上あるもの ④原材料価格等の高騰、電気料金値上げ、人件費の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じているもの ⑤中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定による市町村長の認定を受けたもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関 中小企業団体中央会 (組合関係)	
	<b>経営改善支援型</b> <small>                     ⑭ [要件⑥: 県サボ感染 1 172251]                      ⑮ [要件⑥: 県サボ感染 1 免 172252]                      ⑯ [要件⑥: 県サボ感染 2 172253]                      ⑰ [要件⑥: 県サボ感染 2 免 172254]                      ⑱ [要件⑥: 県サボ感染 3 172255]                      ⑲ [要件⑥: 県サボ感染 3 免 172256]                 </small>	1 億円以内	10 年以内 (据置 5 年以内)	年 1.10%	0.20% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要 (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	⑲全国統一の事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の対象となる中小企業者	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関 中小企業団体中央会 (組合関係)
	<b>事業承継支援型</b> <small>                     ⑳ [要件⑦: 県緊急承継 170565]                      ㉑ [要件⑦: 県緊急特定承継 170566]                      ㉒ [要件⑦: 県緊急承継準備 170567]                      ㉓ [要件⑦: 県緊急特承準備 170568]                      ㉔ [要件⑦: 県承継借換 1 170581]                      ㉕ [要件⑦: 県承継借換 2 170582]                      ㉖ [要件⑧: 県承継特別 1 170570]                      ㉗ [要件⑧: 県承継特別 2 170571]                      ㉘ [要件⑧: 県承継特別 3 170572]                      ㉙ [要件⑧: 県承継特別 4 170573]                 </small>	1 億円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%以内 (上限金利)	年 0.20% ~ 1.52% (割引制度あり) ※要件⑦⑧の一部を除く	必要に応じ	要件⑦は別途定めによる 要件⑧は不要	次の㉚㉛のいずれかに該当する中小企業者 ㉚中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた中小企業者、その代表者、又は事業を営んでいない個人 ㉛全国統一の事業承継特別保証制度の対象となる中小企業者		
<b>経営改善借換資金</b> (取扱期間:令和6年6月30日保証協会申込受付分まで) <small>                     ㉜ [要件①②: 県改善借換 1 172201]                      ㉝ [要件①②: 県改善借換 1 免 172202]                      ㉞ [要件③: 県改善借換 2 172203]                      ㉟ [要件③: 県改善借換 2 免 172204]                      ㊱ [要件④~⑩: 県改善借換 3 172205]                      ㊲ [要件④~⑩: 県改善借換 3 免 172206]                      ㊳ [要件①: 県改善借換 4 172207]                      ㊴ [要件①: 県改善借換 4 免 172208]                      ㊵ [要件②: 県改善借換 5 172209]                      ㊶ [要件②: 県改善借換 5 免 172210]                      ㊷ [要件③: 県改善借換 6 172211]                      ㊸ [要件③: 県改善借換 6 免 172212]                      ㊹ [要件④~⑩: 県改善借換 7 172213]                      ㊺ [要件④~⑩: 県改善借換 7 免 172214]                 </small>	1 億円以内 ※全国統一「伴走支援型特別保証制度」、福岡県緊急経済対策資金「伴走支援型」、福岡市経営安定化特別資金「経営改善借換資金」との合算で 1 億円以内	10 年以内 (据置 5 年以内)	年 1.30%	要件①② 年 0.00% 要件③ 年 0.20% 要件④~⑩ 年 0.20% ~ 1.15% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要 (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動計画書を策定し、その実行と進捗の報告を金融機関に報告を行うもの ①SN4 号認定を受けたもの ②SN5 号認定を受け、かつ、売上高等減少率が 15% 以上のもの ③SN5 号認定を受けたもの（上記（2）に該当するものを除く） ④最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5% 以上減少していること ⑤最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して 5% 以上減少していること ⑥最近 1 か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して 5% 以上減少していること ⑦直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して 5% 以上減少していること ⑧最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して 5% 以上減少していること ⑨最近 1 か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して 5% 以上減少していること ⑩直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5% 以上減少していること	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	取扱金融機関	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.75%以内（長期経営安定資金は 1.85%以内）となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

共通要件 ①県内に事業所を有する中小企業者（ただし、新規創業資金、緊急経済対策資金の一部を除く）  
 ②事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納している  
 2024 年 4 月 1 日現在

福岡県融資制度

# 福岡県融資制度 No.2

福岡県中小企業融資制度 No.2

●お問い合わせ先 商工部中小企業振興課 Tel.092-643-3424

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>新規創業資金</b>  <small>全コード</small> ④ ⑧ [要件①] : 県創業ゼロ4 171824] [要件②] : 県創業ゼロ5 171825] [要件③] : 県創業ゼロ6 171826] [要件④] : 県創業ゼロ法 171832] [要件⑤] : 県創業ゼロW 171833] [要件⑥] : 県創業ゼロ若 171834] [要件⑦] : 県創業ゼロS 171828] [要件⑧] : 県創業ゼロ特定 171829] [要件⑨] : 県創業NPO等 171830] [要件⑦(⑧)] : 県創業NPOS等 171831] [借換用要件①~④、⑨] : 県創業借換 171835] [要件⑤(⑧)] : 県創業借換W 171843] [要件⑥(⑧)] : 県創業借換若 171844] [借換用要件⑦(⑧)] : 県創業借換S 171836] [借換用要件⑧] : 県創業借換特定 171837]	2,000万円以内 (要件⑤⑥⑦は1,000万円以内)	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	年1.30% (要件⑤⑥⑦⑧年1.20%)	年0.00% ただし、他の資金や新規創業資金のうち信用保証料率「0.00%」が適用されたもの以外を借換する場合は年0.31%~1.76% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から⑨のいずれかに該当する中小企業者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに県内で創業しようとする具体的計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの、又は、事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日から1年を経過していないもの ③県内で事業を営む中小企業である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの又はその設立の日から1年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始した後に法人成りしたもの(個人創業後5年未満かつ法人成り後1年未満に限る) ⑤①もしくは②に該当する女性、または開業予定日時時点でその代表者が女性であって、⑨に該当するもの ⑥開業予定日時時点で満35歳未満であって①もしくは②に該当するもの、または開業日時時点でその代表者が満35歳未満であって、⑨に該当するもの ⑦開業予定日時時点で満55歳以上であって①もしくは②に該当するもの、または開業日時時点でその代表者が満55歳以上であって、⑨に該当するもの ⑧事業を営んでいない個人であって、認定特定創業支援等事業の支援を受け、6ヶ月以内に県内で新たに創業する具体的計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの、もしくは、県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、その会社(親会社)の役員であるものが、認定特定創業支援等事業の支援を受け、そのものが発起人かつ役員となって中小企業者である会社を設立して創業しようとする具体的計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していないもの ⑨特定非営利活動法人であって、創業した日から1年を経過していないもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 西京銀行 佐賀共栄銀行 広島銀行 伊予銀行 大分銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会
<b>SSS保証型 (経営者保証不要)</b>  <small>通設</small> [要件①②③] 県創業SSS 171838] <small>通設</small> [要件④] 県創業シSSS 171839] <small>通設</small> [要件⑤] 県創業特SSS 171840] <small>通設</small> [要件⑥] 県創業WSSS 171841] <small>通設</small> [要件⑦] 県創業若SSS 171842]	2,000万円以内 (要件④⑥⑦は1,000万円以内)	運転7年以内 設備10年以内 (据置1年以内)	要件①②③ 1.30% 要件④⑤⑥⑦ 1.20%	年0.20%	不要	不要	次のいずれかに該当し、経営者保証免除を希望するもの ①事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの又は事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日から1年を経過していないもの ②県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの又はその設立の日から1年を経過していないもの ③事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始した後に法人成りしたもの(個人創業後5年未満かつ法人成り後1年未満に限る) ④①に該当するものであって、法人設立(予定)日時時点で満55歳以上のもの ⑤①に該当するものであって、認定特定創業支援等事業による支援を受けたもの(この場合、①の「2か月以内」は「6か月以内」とする。)又は②に該当するものであって、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続き役員となった者に認定特定創業支援等事業による支援を受けた者がいるもの ⑥①に該当する女性または開業日時時点でその代表者が女性であるもの ⑦①に該当するものであって、法人設立(予定)日時時点で満35歳未満であるもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関
<b>経営革新支援資金</b>  <small>通設</small> [要件①(ア)] : 県経営革新1 171801] <small>通設</small> [要件①(イ)] : 県経営革新2 171803] <small>通設</small> [要件①(ウ)] : 県経営革新6 175003] <small>通設</small> [要件②] : 県経営革新4 175001] <small>通設</small> [要件③] : 県経営革新3 171804] <small>通設</small> [要件④] : 県経営革新13 175011] <small>通設</small> [要件⑤] : 県経営革新14 175012]	1億円以内 (要件④⑤については①~③とは別に1億円以内)	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	年1.40% (要件④⑤年1.10%)	年0.45% ~1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合) ①次のいずれかに該当する中小企業者 (ア) 現に営んでいる事業を継続しながら、又はその事業の一部又は全部を廃止して異業種の事業を開始するもの (イ) 現に営んでいる事業を継続しながら、新商品等の研究開発を行うもの (ウ) フクオカベンチャーマーケットにおいて、プレゼンテーションを行ったもの ②現に事業を営む中小企業者(次のいずれかに該当するものに限る。)であって、中小企業等経営強化法に基づき知事の承認を受けた経営革新計画を実施しようとするもの (ア) 特定事業者であって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者(以下、保険対象中小企業者という。)に該当するもの (イ) 特定事業者であって、中小企業等経営強化法の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの ③現に事業を営む会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異業種の事業を営むため、新たに設立した県内に事業所を有する中小企業者である会社であって、設立後1年未満のもの ④地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの ⑤福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関
<b>アジアビジネス 展開支援資金</b>  <small>通設</small> [県アジア展開 176101]	1億円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.45% ~1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	(融資対象者) アジアへのビジネス展開を図る中小企業者 (融資対象資金) ①アジア向け新製品の開発・製造にかかる設備・運転資金 ②輸出入を行う際に必要な資金 ③市場調査実施、海外見本市・商談会への参加資金 ④海外支店の開設資金、合併会社の設立資金	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 大牟田柳川信用金庫 遠賀信用金庫 大川信用金庫	取扱金融機関
<b>ふくおか県政推進 サポート資金</b>  <small>通設</small> [要件①] : 県推進サポ1 176201] <small>通設</small> [要件②] : 県推進サポ2 176202] <small>通設</small> [要件③] : 県推進サポ3 176203] <small>通設</small> [要件④] : 県推進サポ4 176204]	1億円以内 (①のうち北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議参加企業については1億5,000万円以内)	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%以内 (上限金利)	年0.45% ~1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から④のいずれかに該当する中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合) ①県が指定する産業施策に係る支援協議会等の会員であるもの ②福岡県観光連盟又は県が指定する市町村観光協会の会員であるもの ③県が指定する各種助成制度を過去5年以内に活用したことがあるもの ④県が指定する宣言・参加登録事業に参画するもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関 中小企業団体中央会 (組合関係)

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.75%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

**共通要件** ①県内に事業所を有する中小企業者  
 ②事業税(事業税の課税がない場合は、県・市町村民税)を完納している

2024年4月1日現在

# 福岡県融資制度 No.3

福岡県中小企業融資制度 No.3

●お問い合わせ先 環境部循環型社会推進課 092-643-3372

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>環境保全施設等整備資金</b>  <small>通 設 [県環境保全 171101]</small>	4,000万円以内	10年以内 1,000万円未満は 7年以内 (据置1年以内)	年 1.10%	年 0.45%~ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ
<b>エネルギー対策特別資金</b>  <small>設 [県省エネ等 179103]</small>	1億円以内 (再生可能エネルギー設備又は 水素ステーションその他の 次世代自動車用燃料供給設備の 導入の場合は2億円以内)	10年以内 (据置2年以内) 再生可能エネルギー 設備又は水素ステー ションその他の次世 代自動車用燃料供給 設備の導入の場合は 15年以内 (据置2年以内)	10年以内 年 1.10% 10年超15年以内 年 1.30%	年 0.33% ~ 1.56% (割引制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.75%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室 Tel.092-643-3148

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	(融資対象者) 県内に工場または事業所を有し、現に事業を営んでいるもの (融資対象資金) 以下に掲げる資金で、資金使途となる事業は県内において実施するものに限る <ul style="list-style-type: none"> <li>公害を防止するための施設及び附帯施設の設置又は改善に要する資金</li> <li>特定フロン等の回収装置、ノンフロン製品、廃棄物の資源化・再生利用施設及びバイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設の設置に要する資金</li> <li>ISO14001 認証取得に要する資金</li> <li>次世代自動車の購入及び最新規制適合車への買替えに要する資金</li> <li>吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置に要する資金</li> <li>PCB 廃棄物の処理等に要する資金</li> <li>土壌汚染対策のための土壌汚染調査及び土壌汚染除去等に要する資金</li> </ul>	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	県内の事業所に次のいずれかを行うもの <ol style="list-style-type: none"> <li>①省エネルギー設備</li> <li>②再生可能エネルギー設備の導入</li> <li>③コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム又は蓄電池の導入</li> <li>④建築物の省エネ改修</li> <li>⑤水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備の導入</li> <li>⑥その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるものの導入・整備等</li> </ol>	三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 熊本銀行 佐賀共栄銀行 西京銀行 豊和銀行 指定信用金庫 指定信用組合	

**共通要件** ①県内に事業所を有する中小企業者  
 ②事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納している

2024年4月1日現在

# 福岡地区融資制度 No. 1

福岡市商工金融資金制度 No. 1

●お問い合わせ先 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 Tel.092-441-2171

資金名〔略称、協会制度コード〕	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関	
小口事業資金 ④⑤【福小口 210105】	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限る	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.33% ～1.72% (割引制度あり)	原則として不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者			
商工業振興資金	事業資金 ④⑤【福一般 210201】	5年以内 (据置1年以内)	年1.50%	年0.36% ～1.66% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ	みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 福岡信用金庫 遠賀信用金庫 飯塚信用金庫 福岡ひびき信用金庫 福岡県信用組合 福岡市農業協同組合 福岡市東部農業協同組合	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関	
		5年超10年以内 (据置2年以内)	年1.70%	年0.36% ～1.66% (割引制度あり)						
	経営者保証非提供枠 ④⑤【福一般経保無 213831】	8,000万円以内 (経営安定関連保証4号、5号の場合は別に8,000万円)	10年以内 (据置1年以内)	年1.70%	年0.46% ～1.96% (割引制度あり)	不要	不要			全国統一の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象となる法人
	短期運転資金 ④⑤【福短期 210206】	3,000万円以内	1年以内 (据置1年以内)	年1.40%	年0.36% ～1.66% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない			※共通要件のみ
	継続型バックアップ資金 ④⑤【福バック1 210211】 ④⑤【福バック2 210212】 ④⑤【福バック3 210213】	3,000万円以内 ただし、直近決算の平均月商の2倍が上限	1年以内	年1.10%	年0.36% ～1.31% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない			1期以上の決算（確定申告）を行っているもの
創業支援資金	分社化資金 ④⑤【福分社化 211040】	3,500万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.81% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	上記の創業支援資金（分社化資金）の対象要件を満たすもので、経営者保証免除を希望するもの		
				年1.30% 事業主（法人の場合は代表者）が女性又は50歳以上の場合は年1.20%	年0.00%					
	スタートアップ資金 ④⑤【福スタート 211050】 女性スタートアップ資金 ④⑤【福スタートW 211060】 「福岡100」スタートアップ資金 ④⑤【福スタートS 211070】	3,500万円以内 (創業前は2,000万円以内)	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.50% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない			
					年0.50% (割引制度あり)					
					年1.01% (割引制度あり)					
	成長支援資金 ④⑤【福成長支援 211080】	3,500万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.20% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない			上記の創業支援資金（スタートアップ資金）の対象要件を満たすもので、経営者保証免除を希望するもの
	SSS保証型（経営者保証不要）	分社化資金 ④⑤【福分社化SSS 211090】	3,500万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年1.01% (割引制度あり)	不要			必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
年1.30%					年0.70% (割引制度あり)					
スタートアップ資金 ④⑤【福スタSSS 211091】 女性スタートアップ資金 ④⑤【福スタWSSS 211092】 「福岡100」スタートアップ資金 ④⑤【福スタシSSS 211093】		3,500万円以内 (創業前は2,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.20% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない			
					年0.70% (割引制度あり)					
成長支援資金 ④⑤【福成長SSS 211094】	3,500万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.70% (割引制度あり)	不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	上記の創業支援資金（成長支援資金）の対象要件を満たすもので、経営者保証免除を希望するもの			

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.96%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

共通要件 ①市内に事業所を有する中小企業者（創業支援資金を除く）  
 ②市税を滞納していない

2024年4月1日現在

# 福岡地区融資制度 No.2

福岡市商工金融資金制度 No.2

●お問い合わせ先 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 Tel.092-441-2171

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>経営安定化特別資金 (一般枠)</b> <small>【福経安一般 211810】</small>	1億円以内 (不況対策特別資金(一般枠)及び緊急経営安定化特別資金(一般枠)の残高を含み1億円以内)	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.23%~1.30% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次のいずれかに該当するもの ①最近3か月間の売上高又は売上総利益率が過去5年間のいずれか同期の売上高又は売上総利益率と比較して3%以上減少し、事業活動に支障が生じていること ②主要な取引先との最近3か月間の受注額が過去5年間のいずれか同期の受注額と比較して3%以上減少し、経営が悪化していること ③主要な取引先の支払い条件が変わり、資金繰りが困難になっていること ④大型店の出退店により影響を受けていること ⑤主要な原材料の最近3か月の仕入単価が前年同期の仕入単価と比較して3%以上上昇し、事業活動に支障が生じていること ⑥取引先の倒産等により債権回収が困難となっていること		
<b>経営安定化特別資金 (特例枠)</b> <small>【要件①: 福経安特例 211814】 【要件②: 福経安危機 211815】</small>	1億円以内 (要件①については不況対策特別資金(特例枠)及び緊急経営安定化特別資金(特例枠)の残高を含み1億円以内) (要件②については要件①とは別枠で1億円以内)	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.40% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	次のいずれかに該当するもの ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかの規定に基づいた市町村長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受けていること ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けていること		
<b>経営改善借換資金 (取扱期間: 令和6年6月30日保証協会申込受付分まで)</b> <small>【要件①: 福経安借換1 213801】 【要件①: 福経安借換1免 213802】 【要件②: 福経安借換2 213803】 【要件②: 福経安借換2免 213804】 【要件③: 福経安借換3 213805】 【要件③: 福経安借換3免 213806】 【要件④: 福経安借換4 213807】 【要件④: 福経安借換4免 213808】 【要件⑤: 福経安借換5 213809】 【要件⑤: 福経安借換5免 213810】 【要件⑥: 福経安借換6 213811】 【要件⑥: 福経安借換6免 213812】 【要件⑦: 福経安借換7 213813】 【要件⑦: 福経安借換7免 213814】 【要件⑧: 福経安借換8 213815】 【要件⑧: 福経安借換8免 213816】 【要件⑨: 福経安借換9 213817】 【要件⑨: 福経安借換9免 213818】 【要件⑩: 福経安借換10 213819】 【要件⑩: 福経安借換10免 213820】</small>	1億円以内 (上記の一般枠及び特例枠とは別枠) ※全国統一「伴走支援型特別保証制度」、福岡県緊急経済対策資金「伴走支援型」、福岡県経営改善借換資金との合算で1億円以内	10年以内 (据置5年以内)	年1.30%	要件① 年0.00% 要件② 年0.20% (保証料ゼロ制度の同額以下借換の場合は年0.00%) 要件③~⑩ 年0.00%~1.15% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	福岡市内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動計画書を策定し、その実行と進捗の報告を金融機関に報告を行う者 ①SN4号認定を受けたもの ②SN5号認定を受けたもの ③最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ④最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ⑤最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ⑥直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ⑦最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること ⑧最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること ⑨直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関	
<b>経営改善サポート資金</b> <small>【福サポ感染1 213851】 【福サポ感染1免 213852】 【福サポ感染2 213853】 【福サポ感染2免 213854】 【福サポ感染3 213855】 【福サポ感染3免 213856】</small>	2億8,000万円以内	15年以内 (据置5年以内)	年1.20%	年0.10% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	全国統一の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度の対象となる中小企業者		

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.96%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

**共通要件** ①市内に事業所を有する中小企業者(創業支援資金を除く)  
 ②市税を滞納していない

2024年4月1日現在

# 福岡地区融資制度 No.3

福岡市商工金融資金制度 No.3

●お問い合わせ先 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 Tel.092-441-2171

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額 [ ] 内は組合	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>新事業開拓資金</b> <b>ステップアップ資金</b> <small>通 設【福ステップ 210805】</small>	2億8,000万円以内	5年以内 (据置1年以内)	年1.10%	年0.33% ~0.81% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①~⑥のいずれかに該当するもの ①市の施策的な支援等を受けて事業の成長を図るもの(福岡市ステップアップ助成事業で一次審査通過後3年以内の者、福岡市創業応援ファンド支援対象企業認定者、福岡市トライアル優良商品認定者、ふくおか「働き方改革」推進企業認定者、先端設備等導入計画認定者、福岡市 Well-being&SDGs登録制度認定者) ②法律に基づく認定を受けて新たな事業活動を行うもの(経営革新、異分野連携新事業分野開拓、地域産業資源活用事業、農工商等連携事業) ③認定支援機関の支援を受けて、経営改善や事業転換、多角化、事業拡大に向けた新規投資、事業承継などの計画的な取り組みを行うもの ④国の補助金の採択を受けて事業の拡大等に取組むもの ⑤事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行うもの ⑥中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定を受け、事業承継に必要な資金の借入れを行うもの	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会	
		(運転) 5年超10年以内 (据置2年以内)	年1.30%						
(設備) 5年超15年以内 (据置2年以内)	年1.40%								
<b>第二創業・多角化資金</b> <small>通 設【福事業転換 210802】</small>	5,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.33% ~1.56% (割引制度あり)			市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいるものが、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行う(第二創業を行う)ための資金	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課	
<b>ワールドビジネス振興資金</b> <small>通 設【福ワールド 211201】</small>	1億円以内	1年以内 (据置1年以内)	年1.00%	年0.23% ~1.30% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	対象となる資金 ①輸出入に関する決済に必要な資金 ②海外支店等の開設に必要な資金 ③直接、自らが輸出入品の卸・小売を行うために必要な資金 ④海外向け製品・商品の開発・製造に必要な資金 ⑤海外市場又は国内市場(海外製品・商品の販売等)における市場開拓に必要な資金 ⑥その他、市長が特に必要と認めた資金	みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 福岡信用金庫 遠賀信用金庫 飯塚信用金庫 福岡ひびき信用金庫 福岡県信用組合 福岡市農業協同組合 福岡市東部農業協同組合	
		1年超5年以内 (据置1年以内)	年1.20%						
		5年超10年以内 (据置2年以内)	年1.30%						
<b>設備対応資金</b> <small>設【福設備対応 210405】</small>	2億8,000万円以内 要件②は、所要資金の90%以内 (土地取得費は70%以内)	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.33% ~1.56% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	対象となる資金 ①事業活動に必要な設備を導入するための資金 ②市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等に移転又は新設するための資金 ③公害防止施設の設置若しくは改善又は公害防止に必要な工場等の移転に要する資金 ④アスベスト等飛散防止措置に必要な資金	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課	
		10年超15年以内 (据置2年以内)	年1.50%						
<b>災害復旧特別資金(一般枠)</b> <small>通 設【福災害一般 210701】</small>	5,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.30%	年0.23% ~1.30% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内で火災・風水害等の災害を受け、事業の復旧に必要な資金	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関	
<b>災害復旧特別資金(特例枠)</b> <small>通 設【福災害特例 210705】</small>			年0.90%						年0.00%
<b>カーボンニュートラル資金</b> <small>設【福カーボン 210503】</small>	1億円以内	15年以内 (据置2年以内)	年1.10%	年0.23% ~1.30% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	対象となる資金 ①再生可能エネルギー・省エネ設備を導入するための資金 ②次世代自動車(EV・PHEV・HV・FCV等)を導入するための資金及びEVの充電設備を導入する資金	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.96%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

**共通要件** ①市内に事業所を有する中小企業者  
 ②市税を滞納していない

2024年4月1日現在

# 北九州地区融資制度 No. 1

北九州市中小企業融資制度 No. 1

●お問い合わせ先 産業経済局地域経済振興部中小企業振興課 Tel.093-873-1433

資金名〔略称、協会制度コード〕	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>小規模企業者支援資金</b> <small>通 設 [北小規模企業者 220110]</small>	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限る	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.35%~1.54% (割引制度あり)	原則として不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者		
<b>一般事業資金</b>	<b>小口事業資金</b> <small>通 設 [北一般(少額) 220101] 通 設 [北一般少額※ 220111] (責任共有対象外の場合)</small>	10年以内 (据置1年以内)	年1.40% ※責任共有対象外の場合は年1.30%	年0.45%~1.56% (割引制度あり)	原則として不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ	北九州商工会議所 取扱金融機関	
	<b>長期事業資金</b> <small>通 設 [北一般(長期) 220104] 通 設 [北一般長期※ 220114] (責任共有対象外の場合)</small>	5年以内 (据置1年以内)	年1.50% ※責任共有対象外の場合は年1.40%	年0.45%~1.66% (割引制度あり)	必要に応じ				
	<b>短期運転資金</b> <small>通 設 [北一般(短期) 220109] 通 設 [北一般短期※ 220119] (責任共有対象外の場合)</small>	5年超10年以内 (据置1年以内)	年1.70% ※責任共有対象外の場合は年1.60%						
<b>開業支援資金</b> <small>通 設 [北開業支援※ 221211] 通 設 [北開ZERO※ 221212]</small>	3,500万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.20%	年0.00% (ただし、初回利用の場合のみ) 2回目以降は年0.36%~1.38% (割引制度あり)	原則として不要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内で新たに開業するもので、適切な開業計画を有し、次の①から④のいずれかに該当するもの ①創業して5年未満のもの ②法人成り企業で個人創業時から5年未満のもの ③県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内で新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの又は設立した日から5年未満のもの ④次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するもので新たに事業を開始するもの (ア) 開業しようとする業種(同一または関連)に2年以上従事したもの (イ) 法律に基づく資格を活かした事業を開始するもの (ウ) 市等が開催する開業支援の講座を修了したもの (エ) 事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有するもの (オ) 認定特定創業支援等事業による支援を受け、市区町村長の認定を得たもの 次の①、②のいずれかに該当するもの ①開業支援資金の要件①、②、④のいずれかに該当するもののうち、次の(ア)~(エ)のいずれかに該当するもの (ア) 女性 (イ) 申込時点で35歳未満又は55歳以上の男性 (ウ) 市外からの転入者 (エ) 雇用の創出を伴うもの ②市内で新たに開業するもので、適切な事業計画を有し、新たな雇用の創出を伴う事業を開始するもの	みずほ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 筑邦銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 大分銀行 西京銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 遠賀信用金庫	北九州市 中小企業振興課 北九州商工会議所 取扱金融機関
<b>特別枠</b> <small>通 設 [北開業特別枠※ 221213] 通 設 [北開ゼロ特別※ 221214]</small>			年1.10%						
<b>SSS保証型(経営者保証不要)</b> <small>通 設 [北開業SSS 221215] 通 設 [北開業初SSS 221216]</small>		10年以内 (据置1年以内)	年1.20%	年0.20% (ただし、初回利用の場合のみ) 2回目以降は0.95% (割引制度あり)	不要				
<b>特別枠</b> <small>通 設 [北開業特SSS 221217] 通 設 [北開特初SSS 221218]</small>			年1.10%						

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.91%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

**共通要件** ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営む中小企業者(ただし、開業支援資金、連鎖倒産防止資金、景気対応資金を除く)  
 ②市税を滞納していない

2024年4月1日現在

# 北九州地区融資制度 No.2

北九州市中小企業融資制度 No.2 ●お問い合わせ先 産業経済局地域経済振興部中小企業振興課 Tel.093-873-1433

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>連鎖倒産防止資金</b> <small>通 設 [北連鎖倒産防止 220502] 通 設 [北連鎖倒産防止※ 220512] (責任共有対象外の場合)</small>	4,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40% ※責任共有対象外の場合は年1.30%	年0.36%~ 1.38% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内に事務所または事業所を有し、次の①、②のいずれかに該当するもの ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第5号の規定により、特定中小企業者として認定を受けている ②他企業の倒産に連鎖して経営に重大な影響を受けたと市長に認定されている	みずほ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 筑邦銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 大分銀行 西京銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 速賀信用金庫	取扱金融機関
<b>景気対応資金</b> <small>通 設 [北景気対応 220506]</small>	1億円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.36%~ 1.38% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内に事務所または事業所を有し、金融情勢の変化等により、経営に重大な影響を受けたと市長に認定されているもの		
<b>SN5.7.8号</b> <small>通 設 [北景気対応※ 220516]</small>			年1.30%	年0.60% (割引制度あり)			市内に事務所または事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第5号、7号または8号の規定による市長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受けているもの		
<b>SN1~4.6号</b> <small>通 設 [北景気対応※低 220526]</small>			年1.20%	年0.70% (割引制度あり)			市内に事務所または事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1~4号、または6号の規定による市長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受けているもの		
<b>危機関連保証枠</b> <small>通 設 [北景気危機 220508]</small>	8,000万円以内		年0.90%	年0.70% (割引制度あり)		市内に事務所または事業所を有し、危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の認定を受けているもの			
<b>経営力強化サポート資金</b> <small>通 設 [北サポ感染1 221801] 通 設 [北サポ感染1免 221802] 通 設 [北サポ感染2 221803] 通 設 [北サポ感染2免 221804] 通 設 [北サポ感染3 221805] 通 設 [北サポ感染3免 221806]</small>	2億円以内	15年以内 (据置5年以内)	年1.30%	年0.00% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要 (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	全国統一の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度の対象となる中小企業者		
<b>事業承継資金</b> <small>通 設 [要件① :北承継1 221701] 通 設 [要件① :北承継2 ゼロ 221702] 通 設 [要件① :北承継3 221703] 通 設 [要件① :北承継4 ゼロ 221704] 通 設 [要件②(ア) :北承継5 221711] 通 設 [要件②(イ) :北承継5 ゼロ 221712] 通 設 [要件③ :北承継6 ゼロ 221721] 通 設 [要件③ :北承継7 ゼロ 221722] 通 設 [要件③ :北承継8 ゼロ 221723] 通 設 [要件③ :北承継9 ゼロ 221724] 通 設 [要件③ :北承継10 ゼロ 221725] 通 設 [要件③ :北承継11 ゼロ 221726]</small>	2億円以内	10年以内 (据置1年以内) 要件②③については、 運転10年以内 (据置1年以内) 設備15年以内 (据置1年以内)	年1.30%以内 (上限金利)	年0.00% 要件①で 専門家の確認を受けていない場合 及び要件②(ア)は 年0.25%~ 0.75% (割引制度あり)	必要に応じ	要件①については不要 要件②については必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない 要件③については別途定めによる	次の①から③のいずれかに該当するもの ①全国統一の事業承継特別保証制度の対象となる中小企業者 ②次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する中小企業者 (ア)3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有するもの又は別に定める期間内に事業承継を実施したものであって、当該事業承継の日から3年を経過していないもの (イ)(ア)に該当するものであって、事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けたもの ③中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた中小企業者、その代表者、又は事業を営んでいない個人	北九州商工会議所 取扱金融機関	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.91%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

**共通要件** ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営む中小企業者  
 (ただし、開業支援資金、連鎖倒産防止資金、景気対応資金を除く)  
 ②市税を滞納していない

2024年4月1日現在



# 北九州地区融資制度 No.3

北九州市中小企業融資制度 No.3 ●お問い合わせ先 産業経済局地域経済振興部中小企業振興課 Tel.093-873-1433

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>新事業開拓支援資金</b> 通設 [北新事業開拓 221401] 通設 [北新事業開拓※ 221411] (責任共有対象外の場合)	1億円以内	10年以内 (運転・据置1年以内) (設備・据置2年以内)	年1.40% ※責任共有対象外の場合は年1.30%	年0.45%~ 1.56% (割引制度あり)	必要に応じ
<b>まち・ひと・しごと創生総合戦略資金</b> 通設 [北総合戦略 221003] 通設 [北総合戦略※ 221013] (責任共有対象外の場合)	1億円以内	運転10年以内 (据置2年以内)  設備15年以内 (据置2年以内)	10年以内 年1.10% ※責任共有対象外の場合は年1.00%  10年超15年以内 年1.30% ※責任共有対象外の場合は年1.20%	年0.45%~ 1.51% (割引制度あり)	必要に応じ
<b>災害復旧資金 (一般枠)</b> 通設 [北災害復旧 220701] 通設 [北災害復旧※ 220711] (責任共有対象外の場合)	5,000万円以内 特認1億円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.20% ※責任共有対象外の場合は年1.10%	年0.36%~ 1.38% (割引制度あり)	必要に応じ
<b>特別枠</b> 通設 [北災害復旧特別 220703]			年1.00%	年0.00%	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.91%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

中間市中小企業融資制度 ●お問い合わせ先 建設産業部産業振興課 Tel.093-246-6232

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>中小企業融資資金</b> 通設 [中間市 224110]	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限る	10年以内 (据置2年以内)	年1.40%	年0.45%~ 1.75% (割引制度あり)	原則として不要

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

豊前市保証融資制度 ●お問い合わせ先 商工観光課 商業活性化係 Tel.0979-82-1111

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>保証融資</b> 通設 [豊前市 225101]	1,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.40%	年0.45%~ 1.90% (割引制度あり)	原則として不要

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	引き続き1年以上同一事業を営み、次の①、②のいずれかに該当する中小企業者(個人、会社、特定非営利活動法人、組合) ①現在営んでいる事業の分野から新たな事業の分野への進出のための事業を行うもの ②現在営んでいる事業の拡大を行うもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市の新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けたもの	みずほ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 筑邦銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 大分銀行 西京銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 遠賀信用金庫	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内に事務所または事業所を有し、火災、風水害等の災害により損害を受け、事業に支障を来たしていると市長が認めたもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定の要件を満たすもの (2) 「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」いずれかに指定された災害又は、「災害救助法」の適用を受けた災害による被災地域(市内に限る)に事業所を有し、直接被害を受けたもの (3) (2)の災害に関連して被害を受けたもの		

**共通要件** ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営む中小企業者(ただし、新事業開拓支援資金、災害復旧資金を除く)  
 ②市税を滞納していない

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であって、次の①から③の全てに該当するもの ①市内に住所または事業所を有し、引き続き6か月以上同一事業を営んでいる ②事業経営の内容が健全である ③市税を完納している	福岡銀行中間支店 西日本シティ銀行中間支店 遠賀信用金庫中間支店 福岡ひびき信用金庫中間支店	中間商工会議所 取扱金融機関

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①及び②に該当するもの ①市内に居住し、又は市内に事務所もしくは営業所を有し、引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる ②申込日までに納期が到来した市税を完納している	福岡銀行豊前支店及び法人ビジネスサポートセンター 西日本シティ銀行豊前支店 大分銀行豊前支店 福岡ひびき信用金庫豊前支店	豊前市商工観光課

2024年4月1日現在

# 久留米地区融資制度

久留米市中小企業融資制度

●お問い合わせ先 商工観光労働部商工政策課 Tel.0942-30-9133

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額 [ ] 内は組合	融資期間	融資利率 (※2)	信用保証料率 (※1)	担保
<b>経営安定資金</b> <b>小規模企業者振興資金</b> <small>通 設 [久留米小口零細 230110]</small> <b>小口資金</b> <small>通 設 [久留米小口 230101]</small> <small>通 設 [久留米小口※ 230111]</small> <small>(責任共有対象外の場合)</small> <b>短期安定資金</b> <small>通 設 [久留米短期 230102]</small> <small>通 設 [久留米短期※ 230112]</small> <small>(責任共有対象外の場合)</small>	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規保証に限る	7年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.50%~ 1.12% (割引制度あり)	原則として不要
	2,000万円以内		年1.60% ※責任共有対象外の場合は年1.40%	年0.45%~ 0.92% (割引制度あり)	必要に応じ
	2,000万円以内	1年以内	年1.50% ※責任共有対象外の場合は年1.30%		
<b>長期事業資金</b> <small>通 設 [久留米長期 230106]</small> <small>通 設 [久留米長期※ 230116]</small> <small>(責任共有対象外の場合)</small>	5,000万円以内	運転7年以内 (据置1年以内) 設備10年以内 (据置1年以内)	年1.70% ※責任共有対象外の場合は年1.50%	年0.45%~ 0.92% (割引制度あり)	必要に応じ
<b>緊急経営支援資金</b> <b>一般枠</b> <small>通 (※3) [久留米緊急支援 230401]</small> <small>通 (※3) [久留米緊急※ 230411]</small> <small>(責任共有対象外の場合)</small> <b>経済対策特別枠</b> <small>通 [久留米緊急特別 230403]</small> <small>通 [久留米緊急特※ 230413]</small> <small>(責任共有対象外の場合)</small> <b>危機関連枠</b> <small>通 設 [久留米緊急危機 230406]</small> <b>災害復旧枠</b> <small>通 設</small> <b>災害事前対策枠</b> <small>通 設 [久留米災害対策 230415]</small>	1,000万円以内	7年以内 (据置1年以内)	年1.46% ※責任共有対象外の場合は年1.26%	年0.45%~ 0.84% (割引制度あり)	必要に応じ
	1,000万円以内		年1.26%	年0.57% (割引制度あり)	
	1,000万円以内 ※災害ごとに別枠		年0.80%	年0.00%	
	1,000万円以内		年0.80%	年0.00%	
	1,000万円以内				
<b>新規開業資金</b> <small>通 設 [久留米開業零 230313]</small> <small>通 設 [久留米開業零特 230314]</small> <b>SSS保証型</b> (経営者保証不要) <small>通 設 [久留米開 SSS 230315]</small> <small>通 設 [久留米特 SSS 230316]</small>	2,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.26% 久留米市外から転入するもの、 女性、30歳未満又は 55歳以上の男性、 認定特定創業支援等 事業による支援を 受けたものは 年1.16%	年0.00%  年0.20% (割引制度あり)	不要
<b>新事業展開・事業再構築支援資金</b> <small>通 設 [久留米事業展開 230510]</small>	5,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.20%~ 0.60% (割引制度あり)	必要に応じ
<b>都心部・地域商業賑わい創出支援資金</b> <small>通 設 [久留米賑わい 230610]</small>	3,000万円以内 [5,000万円以内]	10年以内 (据置1年以内)	年1.30%	年0.20%~ 0.60% (割引制度あり)	必要に応じ

※1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.12%以内となる場合があります。また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。  
 ※2. 経営安定資金(小口、短期)、長期事業資金、緊急経営支援資金(一般枠、経済対策特別枠)については、セーフティネット保証5号利用時及び責任共有制度対象外となる場合は略称、制度コード、融資利率が上記と異なります。

大川市小口事業資金融資制度

●お問い合わせ先 インテリア課 Tel.0944-85-5582

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>小口零細企業資金</b> <small>通 設 [大川小口零細 234110]</small>	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限る	10年以内 (据置2年以内)	年1.15%	年0.50%~ 1.60% (割引制度あり)	原則として不要
<b>小口事業資金</b> <small>通 設 [大川小口 234101]</small> <small>通 設 [大川小口※ 234111]</small> <small>(責任共有対象外の場合)</small> <b>特別小口扱い</b> <small>通 設 [大川無保証人 234102]</small>	2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年1.25% ※責任共有対象外の場合は年1.05%	年0.45%~ 1.30% (割引制度あり)	必要に応じ
	2,000万円以内 ①特別小口扱い以外に保証を受けていない ②当該申込みを含めて保証残高が2,000万円以内		年1.05%	年0.77%	不要

※1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.85%以内となる場合があります。また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者  ※共通要件のみ	りそな銀行 福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 熊本銀行 佐賀共栄銀行 商工組合中央金庫 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合	久留米市商工観光労働部 久留米市総合支所 久留米商工会議所 市内各商工会 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	特に緊急に必要な資金と認められるもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から③のいずれかに該当するもの ①最近3ヶ月の売上高が、前年同期と比較して10%以上減少していること ②中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定によるセーフティネット保証に係る認定を受けたもの ③災害等の発生により被害を受けたもの		
	事業所税の課税によって事業活動に支障が生じているもの		
	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する認定(危機関連保証に係る認定)を受けているもの 「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害又は「災害救助法」の適用を受けた災害、それらの災害と同等の災害として市長が認める災害による被災に起因して事業活動に支障が生じているもの 事業継続力強化計画の認定を取得し、計画に記載する浸水災害をはじめとした災害への事前対策をおこなうものとして市長の認定を受けたもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない  不要	次の①、②のすべてに該当するもの(※SSS保証型の場合は法人に限る) ①次の(ア)、(イ)のいずれかに該当するもの (ア)事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6ヶ月以内)に市内において新たに事業を開始する具体的計画を有するもの、又は2ヶ月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6ヶ月以内)に市内において新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有するもの、もしくは開業後6ヶ月未満のもの (イ)市内で個人開業後6ヶ月以内に法人成りし、法人成りした日から6ヶ月未満のもの ②市が定める創業支援等事業を受けたもの	久留米市新産業創出支援課 久留米商工会議所 市内各商工会	
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から④のいずれかに該当するもの ①新商品等の開発または生産を行うもの ②1年以上同一事業を営んでいる事業者で、新たな分野への進出(日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行うもの ③デジタル技術を活用した販路拡大または生産性向上のための設備投資をおこなうもの ④市が別途定める補助金等の採択を受けた事業を行う事業者であるもの	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	久留米市商工観光労働部 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内で事業を営む小売業者及び飲食業者等であって融資対象事業所として市長の指定を受けたもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	

※3. 要件③の内、特に認められた場合は●(設備資金)の取扱いもできます。

共通要件 ①市内に事業所を有する中小企業者(ただし、新規開業資金を除く)  
 ②市税を滞納していない

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①及び②に該当するもの ①市内に主たる事務所または事業所を有し、現に事業を営んでいる常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ②市税の滞納がない	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 大川信用金庫	大川商工会議所
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内に主たる事務所または事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合) ②市税の滞納がない ③融資金の償還および利子の支払いが確実と認められる		
不要	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内に事業所を有し、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(個人) ②常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下 ③市民税の所得割の税額があり、かつ完納している		

2024年4月1日現在

# 筑豊地区融資制度

飯塚市中小企業融資制度

●お問い合わせ先 経済部商工観光課商工係 Tel.0948-22-5500

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>新規創業支援資金</b> <small>通 設 [飯塚新規創業 240401]</small> <b>SSS 保証型</b> <small>(経営者保証不要)</small> <small>通 設 [飯塚創業 SSS 240402]</small>	1,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	年 1.20%	年 0.95% (割引制度あり)	不 要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	飯塚市税に滞納がなく、以下のいずれかに該当するもの。(SSS保証型の場合は法人に限る) ①事業を営んでいない個人(法人の場合は代表者)が、1か月以内(法人の場合は2か月以内)に新たに市内で創業・設立しようとする具体的計画を有するもの ②市内で創業・設立した日から5年を経過していないもの ③市内で創業した個人が法人成りをして、個人で開業をした日から5年を経過していないもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 飯塚信用金庫 福岡県信用組合	取扱金融機関
				年 1.15% (割引制度あり)	不 要				

田川市中小企業融資制度

●お問い合わせ先 建設経済部産業振興課 Tel.0947-85-7145

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保	連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
<b>小口零細企業資金</b> <small>通 設 [田川小口零細 242111]</small> <b>事業資金</b> <small>通 設 [田川事業 242112]</small>	2,000万円以内	10年以内 (据置2年以内)	年 1.40%	年 0.50%~ 1.93% (割引制度あり)	原則として 不 要	必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者	福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 田川信用金庫	田川市建設経済部 産業振興課
				年 0.45%~ 1.63% (割引制度あり)	必要に応じ		※共通要件のみ		

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.93%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

**共通要件** ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者  
 ②市民税を滞納していない

2024年4月1日現在

# 大牟田地区融資制度

大牟田市中小企業融資資金制度

●お問い合わせ先 産業経済部産業振興課 Tel.0944-41-2724

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>小規模企業者融資資金</b> 通 設 [大牟田小規模 250110]	1,250万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限る	運転7年以内(据置6か月以内) 設備10年以内(据置6か月以内)	年1.30%	年0.50%~2.20%(割引制度あり)	原則として不要
<b>一般融資資金</b> 通 設 [大牟田一般 250101]	2,000万円以内	運転7年以内(据置6か月以内)	年1.50%	年0.45%~1.90%(割引制度あり)	必要に応じ
<b>特別小口扱い(無担保・無保証人)</b> 通 設 [大牟田無保証人 250105]	2,000万円以内 ①無担保無保証人以外に保証を受けていない ②当該申込を含めて保証債務残高が2,000万円以内	設備10年以内(据置6か月以内)	年1.30%	年1.00%	不要
<b>地域対策融資資金</b> 通 設 [要件②(ア)(イ):大牟田地域・新 250403] 通 設 [要件②(ウ):大牟田地域SN 250404]	運転1,000万円以内 設備2,000万円以内	運転7年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置1年以内)	年1.40%(要件(ウ)年1.20%)	年0.00%~1.20%(割引制度あり)(要件(ウ)年0.00%)	必要に応じ
<b>新規創業融資資金</b> 通 設 [大牟田創業ゼロ 250702]	1,000万円以内	運転7年以内(据置6か月以内)	年1.30%	年0.00%	不要
<b>SSS保証型(経営者保証不要)</b> 通 設 [大牟田創SSS 250703]		設備10年以内(据置6か月以内)		年0.20%	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一部を除き一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。

柳川市中小企業者等融資制度

●お問い合わせ先 産業経済部商工・ブランド振興課 Tel.0944-77-8763

資金名 [略称、協会制度コード]	融資金額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担保
<b>中小企業振興資金</b> 通 設 [柳川経営安定 251101] 通 設 [柳川経営安定※ 251111] (責任共有対象外の場合)	2,000万円以内 (小口零細企業資金及び新規創業融資資金の)残高を含み2,000万円以内	10年以内(据置1年以内)	年1.50%	年0.45%~1.90%(割引制度あり) ※責任共有対象外の場合は年1.30%	原則として不要
<b>小口零細企業資金</b> 通 設 [柳川小口零細 251105]	2,000万円以内 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲となる新規の保証に限る	10年以内(据置1年以内)	年1.30%	年0.50%~2.20%(割引制度あり)	原則として不要
<b>緊急経営対策資金(一般枠)</b> 通 設 [柳川緊急経営 251401] 通 設 [柳川緊急経営※ 251411] (責任共有対象外の場合)	1,000万円以内	10年以内(据置1年以内)	年1.40%	年0.45%~1.90%(割引制度あり) ※責任共有対象外の場合は年1.20%	必要に応じ
<b>緊急経営対策資金(特別枠)</b> 通 設 [柳川緊急特別枠 251412]	1,000万円以内	10年以内(据置1年以内)	年1.20%	年0.80%(割引制度あり)	必要に応じ
<b>新規創業融資資金</b> 通 設 [柳川新規創業 251301]	1,000万円以内	10年以内(据置1年以内)	年1.30%	年0.45%~1.90%(割引制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。  
 また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者	三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 肥後銀行 熊本銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合	大牟田市産業経済部 産業振興課 大牟田商工会議所 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ		
不要	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内において1年以上同一事業を営んでいる個人事業者 ②常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下 ③市民税の所得割を最近1年間完納している		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①及び②に該当するもの ①市内において1年以上同一事業を営んでいる ②次のいずれかに該当するもの (ア)最近の売上が前年に比し5%以上減少、または最近の受注残高が前年に比し10%以上減少している (イ)製品の製造もしくは加工又は役務の提供に係る原価のうち原油等の仕入価格が20%以上を占めるものであって、最近の原油等の仕入価格が前年の原油等の仕入価格に比して上昇しているもの (ウ)中小企業信用保険法第2条5項第1号から第8号に規定する市長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受けている		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	協会の保証対象業種に属する事業を、市内において創業する具体的な計画を有するもの、または創業後1年未満のもの(法人成り企業については個人創業後1年未満のもの) ※SSS保証型の場合は法人に限る	三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 熊本銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合	
不要			

**共通要件** ①市内に事業所を有し、6か月以上同一事業を営んでいる中小企業者(※新規創業融資資金を除く)  
 ②市民税を滞納していない

連帯保証人	要件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人・会社等中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①、②のいずれかに該当するもの ①最近3か月の売上が前年同期と比較して5%以上減少しているもの又は中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する市長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受けているもの ②中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号又は第6号に規定する市長の認定(セーフティネット保証に係る認定)を受けているもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する認定(危機関連保証に係る認定)を受けているもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から③のすべてに該当するもの ①次のいずれかに該当するもの (ア)市内で中小企業者として創業を行おうとする個人であって、すみやかに当該創業を行うための具体的な計画を有するもの (イ)中小企業者である会社が中小企業者である新会社を市内に設立し、新会社が当該設立日からすみやかに事業を開始するための具体的な計画を有するもの (ウ)市内で中小企業者として創業した個人または会社であって、創業した日から6か月を経過していないもの (エ)市内で創業した個人が法人成りした会社であって、個人で創業した日から6か月を経過していないもの ②市長が認めた講座等を修了したもの ③個人については住民税、法人については法人税を完納しているもの		

**共通要件** ①市内に営業所又は主たる事業所を6か月以上有する中小企業者(※新規創業融資資金を除く)  
 ②市税を完納している  
 ③健全な事業経営の見通しがあり、償還に確実性がある

2024年4月1日現在

# 国の施策による特別保証 No. 1

保証の種類	保証対象	保証金額 [ ] 内は組合
公害防止保証	県知事または経済産業局長が認定した公害防止施設の設置（移転）等に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	5,000万円以内 [1億円以内]
エネルギー対策保証	経済産業大臣が指定した省エネルギー施設または石油代替エネルギー施設を設置する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億円以内 [4億円以内]
海外投資関係保証	経済産業省令に定める海外直接投資の事業に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億円以内 [4億円以内]
新事業開拓保証	経済産業省令に定める新事業の開拓に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億円以内 [4億円以内]
災害関係保証	激甚災害として指定された災害を受け、事業の再建に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
経営安定関連保証	経済産業大臣が指定した①取引先の倒産による連鎖倒産防止対策を必要とする企業②取引先のリストラ対策（事業活動の制限）により売上減少等の影響を受けた企業③災害等により影響を受けた特定地域内の特定業種④災害等により影響を受けた特定地域⑤不況業種対策⑥破綻金融機関の融資先企業⑦金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整対策⑧金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡対策として一定の取引または影響を受けたとして市町村長の認定を受け、経営の安定に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内] (ただし、全ての経営安定関連保証金融安定化を含む)
労働力確保関連保証	労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集・採用の改善等に関する事業について、県知事の認定を受けた改善計画に従って、改善事業を行う中小企業者、組合等およびその直接または間接の構成員であるもの	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
中小小売商業関連保証	経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画等に従って、高度化事業を行う中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
商店街整備等支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って、商店街整備等支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人	2億8,000万円以内
伝統的工芸品支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた伝統的工芸品等の支援計画に従って、支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人	2億8,000万円以内
地域伝統芸能等関連保証	県の基本計画に基づき実施される特定事業等のうち、経済産業省令で定める事業を行うとして市区町村長の認定を受けた中小企業者（個人、会社、特定非営利活動法人、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
流通業務総合効率化関連保証	主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に従って、流通業務総合効率化事業を行う中小企業者（個人、会社、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
小規模事業者支援関連保証	県知事の認定を受けた事業継続力強化支援計画または経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画に従って、事業継続力支援事業または経営発達支援事業を行う、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人	2億8,000万円以内
中心市街地商業等活性化関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社又は一般社団法人、一般財団法人（以下「一般社団法人等」という）が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る）を実施する中小企業者（個人、会社、組合）、特定会社及び一般社団法人等または認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画もしくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者（個人、会社、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社又は一般社団法人、一般財団法人（以下「一般社団法人等」という）であって、認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く）を実施する方	5億6,000万円以内 ただし、一般保証と 中心市街地商業等活性化 関連保証を含む
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	2億8,000万円以内
周辺地域整備関連保証	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者（個人、会社、特定非営利活動法人、組合）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、一般分、他の特例分含む)

保証期間	融資利率	信用保証料率（※）	根拠法律
20年以内	金融機関 所定の利率	年1.15% (割引制度あり)	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)
			「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)
			「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)
			「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)
		年0.80% (割引制度あり)	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)
		年0.80%以内 (割引制度あり)	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)
		年0.85% (割引制度あり)	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)
		「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	
		年1.15% (割引制度あり)	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)
		年1.15% (割引制度あり)	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)
		年0.85% (割引制度あり)	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)
			「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)
		年1.15% (割引制度あり)	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)
		年0.85% (割引制度あり)	「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)
「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)			
年1.15% (割引制度あり)	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)		

※信用保証料率は、借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.35%以内となることがあります。  
 ※県内に支店のあるほとんどの金融機関でご利用いただけます。

## 国の施策による特別保証 No. 2

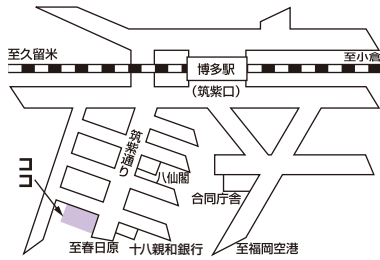
保証の種類	保証対象	保証金額 [ ] 内は組合
農工商等連携支援 関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って、連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人、または特定非営利活動法人	2億8,000万円以内
商店街活性化事業 関連保証	認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所属員である中小企業者（個人、会社、組合）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
商店街活性化支援 関連保証	経済産業大臣による商店街活性化支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
経営革新等支援関連保証	認定経営革新等支援機関のうち、経営革新等支援業務を実施する一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人	2億8,000万円以内
情報提供支援関連保証	経済産業大臣から認定を受けた認定情報提供機関のうち、一般社団法人または一般財団法人	2億8,000万円以内
特定下請連携事業 関連保証	主務大臣の認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う特定下請業者	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は4億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、 一般分、他の特例分含む)
連携創業支援等関連保証	認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人	2億8,000万円以内
地域経済牽引 支援関連保証	主務大臣の承認を受けた地域経済牽引支援事業に関する連携支援計画に従って、連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人	2億8,000万円以内
商店街活性化促進 事業関連保証	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格を備えるものであって、商店街活性化促進事業計画に記載された事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けたもの	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
先端設備等導入関連保証	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格及び中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるものであって、認定先端設備導入計画に従って先端設備等導入を行うもの	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]
情報処理支援関連保証	情報処理支援機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円以内
技術等情報漏えい 防止措置関連保証	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円以内
社外高度人材活用 新事業分野開拓関連保証	主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度活用新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業等経営強化法に規定する新規中小企業者等（個人、会社）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 (ただし、新事業開拓保証については、 一般分、他の特例分含む)
事業継続力強化関連保証	経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者（個人、会社、組合、特定非営利活動法人）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、 一般分、他の特例分含む)
連携事業継続力強化 関連保証	経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者（個人、会社、組合、特定非営利活動法人）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、 一般分、他の特例分含む)

※信用保証料率は、借入金額（根保証の場合は借入極額）に対して表示しています。  
 なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.35%以内となることがあります。  
 ※県内に本支店のあるほとんどの金融機関でご利用いただけます。

保証期間	融資利率	信用保証料率（※）	根拠法律
20年以内	金融機関 所定の利率	年1.15% (割引制度あり)	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」 (平成20年法律第38号)
		年0.85% (割引制度あり)	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」 (平成21年法律第80号)
		年1.15% (割引制度あり)	
		年1.15% (割引制度あり)	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)
		年1.15% (割引制度あり)	「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)
		年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は 年1.15%以内 (割引制度あり)	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)
		年1.15% (割引制度あり)	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)
		年1.15% (割引制度あり)	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」 (平成19年法律第40号)
		年0.85% (割引制度あり)	「地域再生法」(平成17年法律第24号)
		年0.85% (割引制度あり)	「生産性向上特別措置法」(平成30年法律第25号)
		年1.15% (割引制度あり)	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)
		年1.15% (割引制度あり)	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)
		年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は 年1.15%以内 (割引制度あり)	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)
年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は 年1.15%以内 (割引制度あり)	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)		
年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は 年1.15%以内 (割引制度あり)	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)		

2024年4月1日現在

**本所 ●営業部 ●企業支援部 ●債権管理部**



〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

- 営業部**
- ☎ (092) 415-2601 保証経営支援1課・お客様相談窓口
  - ☎ (092) 415-2602 保証経営支援2課・お客様相談窓口
  - ☎ (092) 415-2603 保証経営支援3課・お客様相談窓口
- 企業支援部**
- ☎ (092) 415-2600 業務管理課
  - FM (092) 415-2615
  - FM (092) 415-2616
  - ☎ (092) 415-2609 業務企画課
  - ☎ (092) 415-2623 企業支援統括課
  - ☎ (092) 415-2604 企業支援課
  - FM (092) 415-2618
  - ☎ (092) 415-2629 代位弁済課
  - FM (092) 415-2630
  - ☎ (092) 415-2607 事務課
  - FM (092) 415-2621
- 債権管理部**
- ☎ (092) 415-2647 管理統括課・お客様相談窓口
  - ☎ (092) 415-2645 管理1課
  - FM (092) 415-2617
  - ☎ (092) 432-0004 管理2課・管理3課・管理4課
  - FM (092) 432-0119

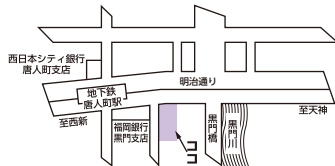
**業務区域**

福岡市（博多区）、糟屋郡（志免町・宇美町・須恵町）

福岡市（東区）、宗像市、福津市、古賀市、糟屋郡（篠栗町・新宮町・久山町・粕屋町）

筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市

**●大濠支所**



〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号

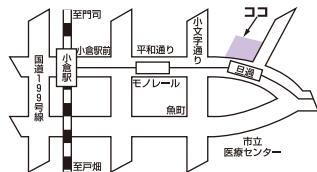
- 保証経営支援1課・お客様相談窓口**
- ☎ (092) 734-5924
  - FM (092) 734-5628
- 保証経営支援2課・お客様相談窓口**
- ☎ (092) 734-5923
  - FM (092) 734-5619
- 保証経営支援3課・お客様相談窓口**
- ☎ (092) 734-5925
- 業務管理課**
- ☎ (092) 734-5922
  - FM (092) 734-5631

**業務区域**

福岡市（中央区）、福岡市（早良区・西区）、糸島市

福岡市（南区・城南区）

**●北九州支所**



〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号  
北九州市立商工貿易会館4階

- 保証経営支援1課・お客様相談窓口**
- ☎ (093) 551-2633
- 保証経営支援2課・お客様相談窓口**
- ☎ (093) 551-2634
  - FM (093) 522-4754
- 保証経営支援3課・お客様相談窓口**
- ☎ (093) 551-2635
- 業務管理課**
- ☎ (093) 551-2632
  - FM (093) 522-4757

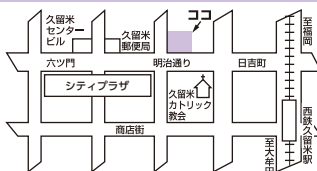
**業務区域**

北九州市（小倉北区・門司区・戸畑区）

北九州市（八幡西区・八幡東区・若松区）、中間市、遠賀郡

北九州市（小倉南区）、行橋市、豊前市、京都市、築上郡

**●久留米支所**



〒830-8691 久留米市日吉町24番地24

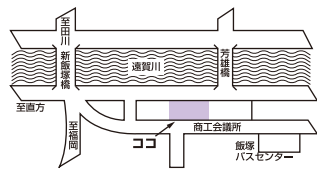
- 保証経営支援1課・お客様相談窓口**
- ☎ (0942) 38-1023
  - FM (0942) 38-1025
- 保証経営支援2課・お客様相談窓口**
- ☎ (0942) 38-1022
  - FM (0942) 38-1026
- 業務管理課**
- ☎ (0942) 38-1021
  - FM (0942) 38-1024

**業務区域**

久留米市、小郡市、朝倉郡、三井郡

八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市、三潁郡、八女郡

**●筑豊支所**



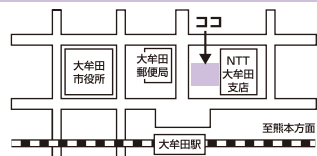
〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号  
飯塚商工会議所5階

- 保証経営支援課・お客様相談窓口**
- ☎ (0948) 22-3585 代表
  - FM (0948) 29-4927

**業務区域**

飯塚市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

**●大牟田支所**



〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4  
太陽生命 大牟田ビル6階

- 保証経営支援課・お客様相談窓口**
- ☎ (0944) 52-6011 代表
  - FM (0944) 51-3419

**業務区域**

大牟田市、柳川市、みやま市

※お客様相談窓口においては金融相談・経営相談等に加えて、金融機関紹介に関するご相談もお受けしています。



FUKUOKA GUARANTEE

**福岡県信用保証協会**

ホームページ <https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

